

B. 輸出手続き

丸太又は木材製品の輸出を行う会社又は個人事業主(以下、「輸出企業」という。)が輸出を行うときは、まずマレーシア王国税関(以下、「税関」という)の林産物取扱データベースにアクセスし、輸出申請に係るデータを入力する。

その後、輸出企業は輸出申告書を作成し、輸出手数料を銀行振込みにより納付する。このときに取得する輸出手数料の送金伝票は、輸出申告書の添付資料の一つである。この他の輸出申告書の添付書類としては、有効な輸出許可書又は年間輸出ライセンス並びに丸太概要書(丸太を輸出する場合)、販売契約書、インボイス、パッキングリスト、輸出製品産地証明書、CITES 許可書(必要な場合)及びロイヤリティ領収書並びに丸太、製材品、単板、合板及びモールディングについては手数料領収書及び関連書類がある。ただし、州有林及び私有林から生産された人工林材並びに丸太、製材品、単板、合板及びモールディング以外の木材製品については、別に定める規定により添付書類の内容が異なっている。

輸出申告書及びその添付書類を取り揃えた輸出企業は、森林局税関担当署長にこれらの書類を提出して輸出を申請する。

輸出企業からの申請を受けた森林局税関担当署長は、申請者の年間輸出ライセンスの有効性を確認する。そして、同署長は丸太の輸出の場合は、丸太の産地がライセンスの発給を受けたコンセッション又は合法的な人工林であることを確認するとともに輸出申告書、添付書類及びロイヤリティ領収書又は請負契約書の内容を確認し、森林監督官又は森林局職員に荷口検査を命ずる。

森林局税関担当署長から命令を受けた森林監督官又は森林局職員は、荷口別に輸送契約の内容を確認し、荷口の10%以上の物品を対象とした無作為抽出調査により現物の計測を行い、その結果を検査報告書として森林局税関担当署長に報告する。

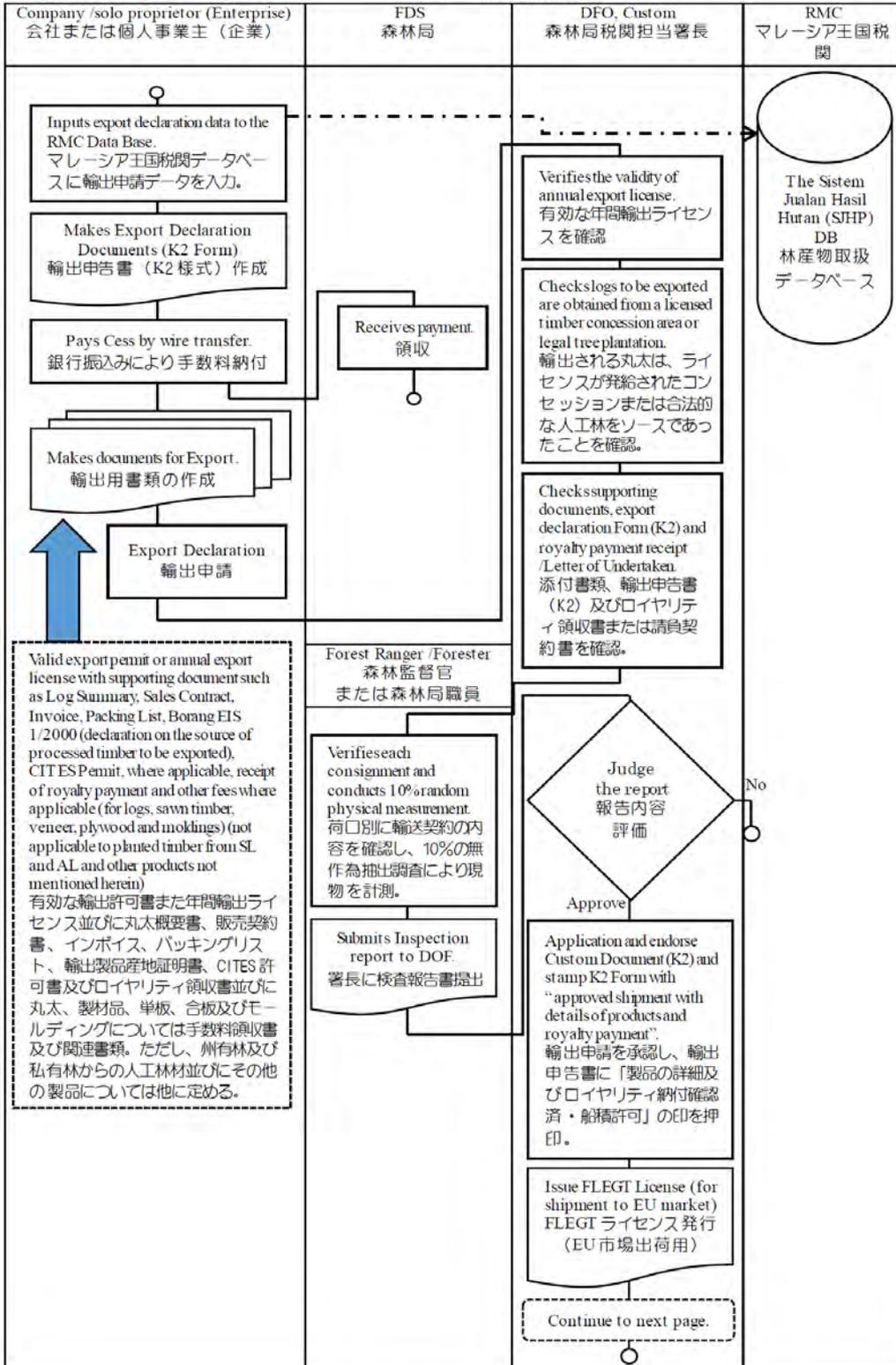
検査報告書を受領した森林局税関担当署長は、その内容を審査し、輸出が可能であると判断したときは、輸出申告書に輸出申請の承認を示す「製品の詳細及びロイヤリティ納付確認済・船積許可」のスタンプを押印するとともにEU向け荷口については、FLEGTライセンスを発行する。さらに森林局税関担当署長は税関のデータベースにアクセスし、輸出データを入力した後、輸出企業に木材除却許可書を発行するとともに承認済輸出申告書及びその添付書類を税関に回付する。

輸出企業は、森林局税関担当署長が発行した木材除却許可書により、輸出品を保税地域に移動できる。

森林局税関担当署長の承認を受けた輸出申告書及びその添付書類を受領した税関は、輸出品が保税地域に到着した後、税関検査及び輸出手続を行う。

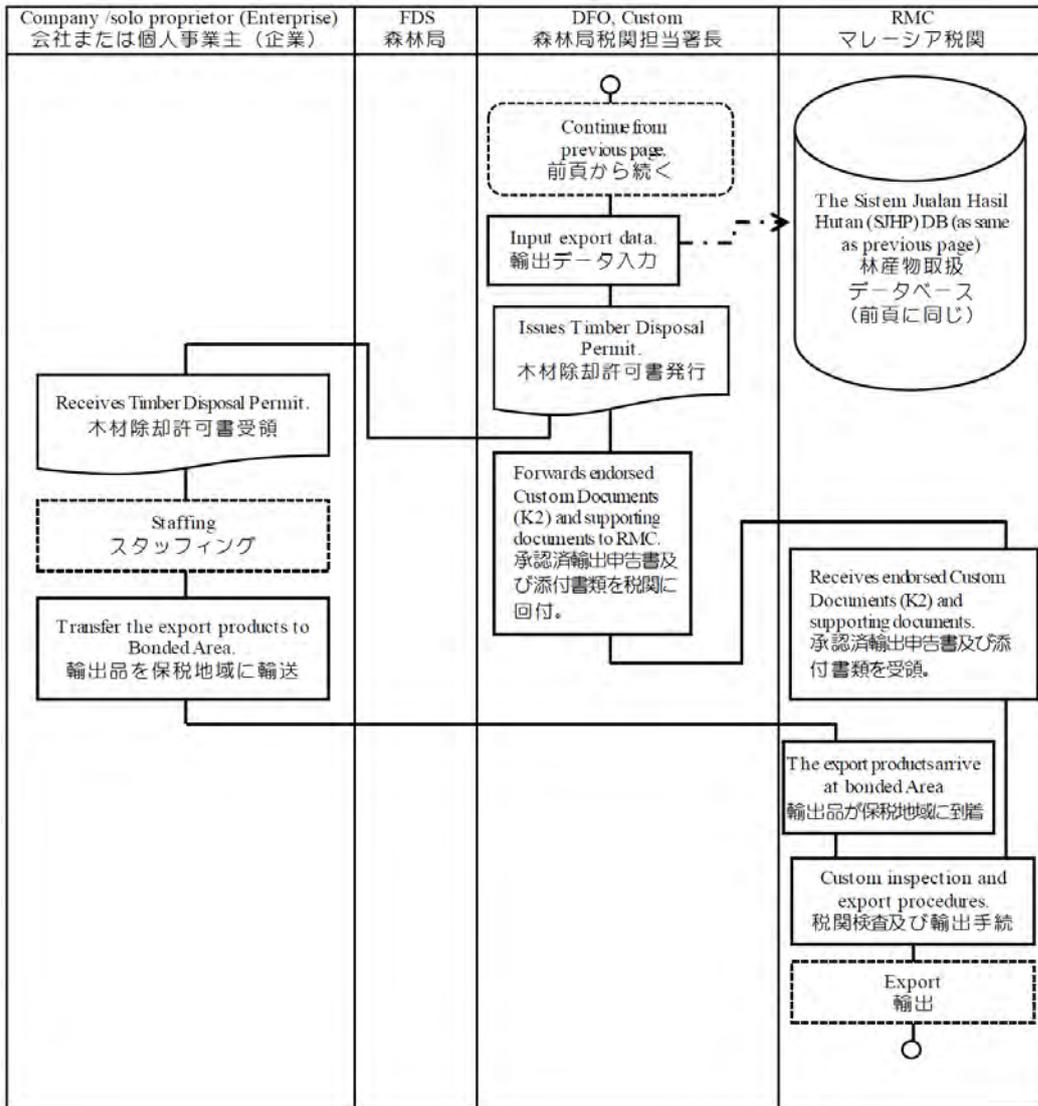
2. Approval of export consignment

2. 輸出品引渡し許可



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a28 輸出手続き



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a28 輸出手続き（続き）

【証明書及び書類】

輸出手続きに要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a37 輸出手続きに要する証明書及び書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Issuance of an Annual Export License 年間輸出ライセンス 発行	Application of Registration as Export Business Enterprise 輸出業務企業としての登録申請書	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	Forest Department 森林局
	Export Business Enterprise Certification 輸出業務企業認定書	Forest Department 森林局	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Application of Annual Export License 年間輸出ライセンス申請書	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	District Forestry Officer 営林署長
	Receipts of License Fee ライセンス手数料領収書	Forest Department 森林局	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Annual Export License 年間輸出ライセンス	Director of Forestry 森林局長	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
※ Table 20 ※表 20			
Approval of export consignment 輸出品引渡許可	Export Declaration Documents (K2 Form) 輸出申告書 (K2 様式)	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Documents for export excluding K2 Form ▪ Valid Export permit or Annual Export License ▪ Log Summary ▪ Sales Contracts ▪ Invoice ▪ Packing List ▪ Borang EIS 1/2000 ▪ CITES Permit ▪ Receipt of Royalty payment & the other fees (for logs, sawn timber, veneer, plywood and moldings) ▪ The Others (for planted timber from SL & AL, and other products) K2 様式を除く輸出用書類 ▪ 有効な輸出許可または年間輸出ライセンス ▪ 丸太概要書 ▪ 販売契約書 ▪ インボイス ▪ パッキングリスト ▪ 輸出製品産地証明書 ▪ CITES 許可書 ▪ ロイヤリティ及び手数料領収書 (丸太、製 材品、単板、合板及びモールディング) ▪ その他 (州有林及び私有林からの人工林材 並びにその他製品)	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Export Data output from SHP 税関データベースから出力した輸出データ	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Wire transfer records of Export Cess 輸出手数料送金記録	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Inspection Report 調査報告書	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林 局職員	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Stamp K2 form with "Approved shipment with details of products and royalty payment". 輸出申告書に「製品の詳細予備ロイヤリティ納 付 確認済・船積許可」を押印	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
		DFO, Custom (Forward) 税関担当森林署長 (回 付)	RMC マレーシア王立税関
	FLEGT License (for shipment to EU market) FLEGT ライセンス (EU市場向け)	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Timber Disposal Permit 木材除却許可書	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	※ Table 20 ※表 20		

資料・監修：サバ州森林局

② 輸入規制

木材及び木材製品を輸入しようとする会社又は個人事業主(以下、「輸入企業」という。)は、企業登録機構及び森林局への登録並びに貿易ライセンスの所持が必要である。この条件を備えている企業が木材及び木材製品を輸入するときは、初めに農業局に輸入物品の植物検疫及び輸入許可書の発行を申請する。

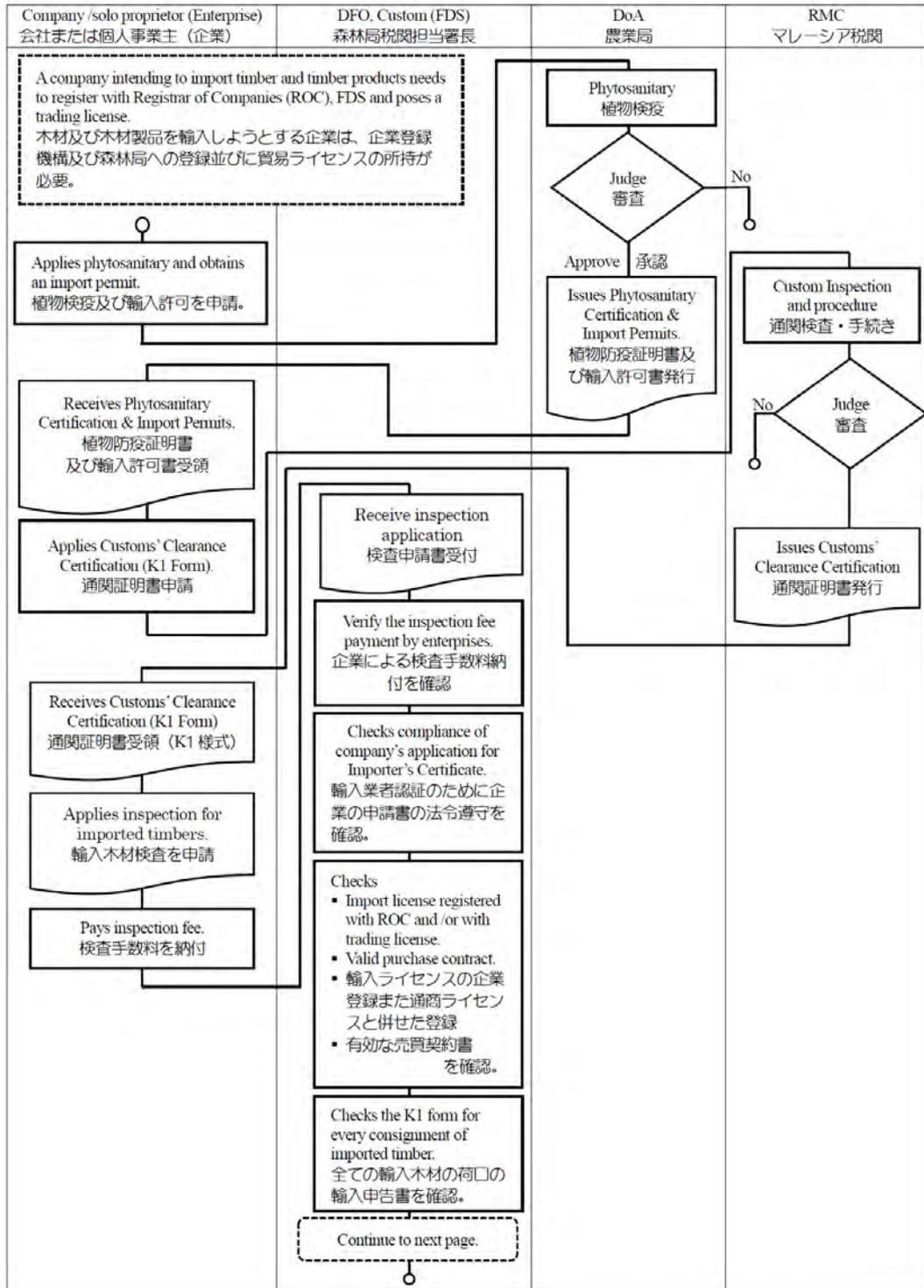
輸入企業から申請を受けた農業局は、植物検疫を行い、問題がなければ輸入企業に植物防疫証明書及び輸入許可書を発行する。

農業局から植物防疫証明書及び輸入許可書を受領した輸入企業は、税関に通関証明書の申請を行い、税関は通関検査及び通関手続きを行って、問題がなければ通関証明書を発行する。

税関から通関証明書を受領した輸入企業は、森林局税関担当署長に輸入木材検査を申請するとともに森林局に検査手数料を納付する。

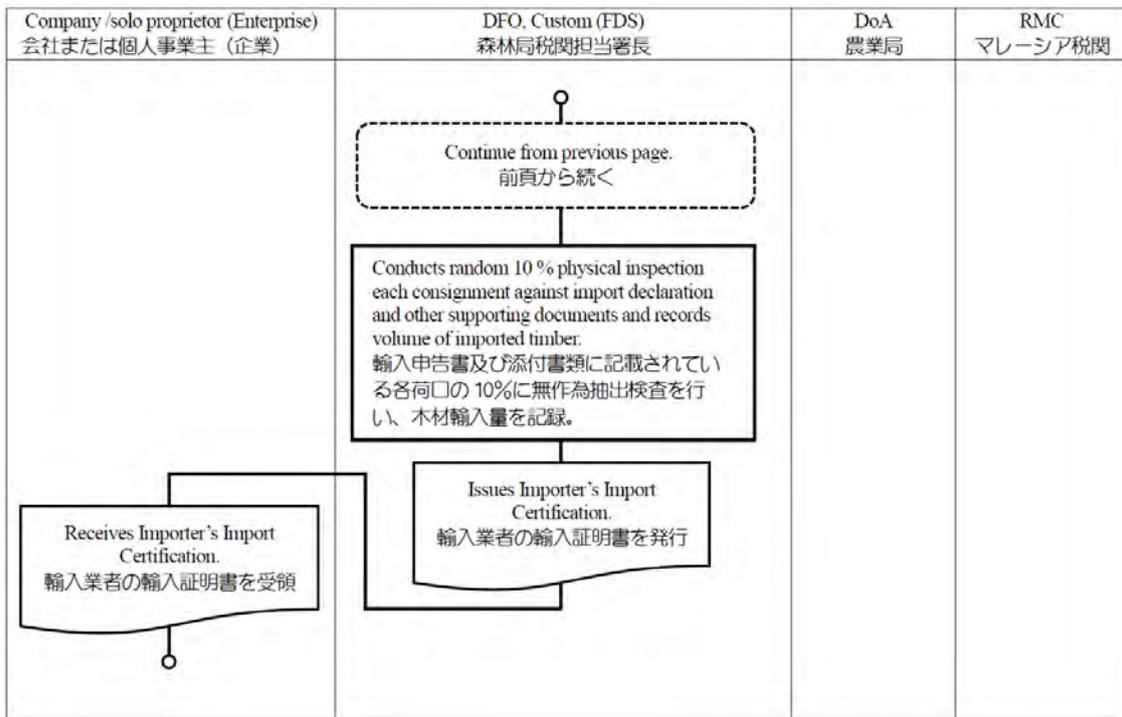
輸入企業から検査申請を受けた森林局税関担当署長は、輸入企業による検査手数料の納付を確認した後に、申請書により輸入企業の法令遵守、輸入企業の輸入ライセンス登録及び有効な売買契約書並びに輸入申告書が全ての輸入木材を対象にしているか確認する。さらに森林局税関担当署長は、輸入申告書及び添付書類に記載されている各荷口の10%以上の物品に無作為抽出検査を行うとともに、荷口の量を計測して木材輸入量を記録し、輸入企業に対して輸入証明書を発行する。

Table 21	表 21
Import Regulations	輸入規制
Sources of Timber: Import	輸入
Responsibility: Royal Malaysian Customs (RMC) Sabah Forestry Department (SFD) Department of Agriculture (DoA)	所管：マレーシア王国税関 森林局 農業局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a29 輸入手続き



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a29 輸入手続き（続き）

【証明書及び書類】

木材及び木材製品の輸入手続きに要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a38 木材及び木材製品の輸入手続きに要する証明書及び書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Import Regulation 輸入規制	Application Documents for phytosanitary 植物防疫申請書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	Department of Agriculture 農業局
	Application Documents for Import permit 輸入許可申請書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	Department of Agriculture 農業局
	Phytosanitary Certification 植物防疫証明書	Department of Agriculture 農業局	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Import Permits 輸入許可書	Department of Agriculture 農業局	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Application documents for Customs' Clearance Certification (K1 Form) 通関証明申請書 (K1 様式)	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	Royal Malaysia Custom マレーシア王立税関
	Custom' Clearance Certification 通関証明書	Royal Malaysia Custom マレーシア王立税関	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Application documents for inspection for imported timbers 輸入木材検査申請書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Import License 輸入ライセンス	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom (Verification) 税関担当森林署長 (確 認)
	Trading License 貿易ライセンス	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom (Verification) 税関担当森林署長 (確 認)
	Purchase contract 売買契約書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom (Verification) 税関担当森林署長 (確 認)
※Table 21 ※表 21	Import Certification 輸入証明書	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業

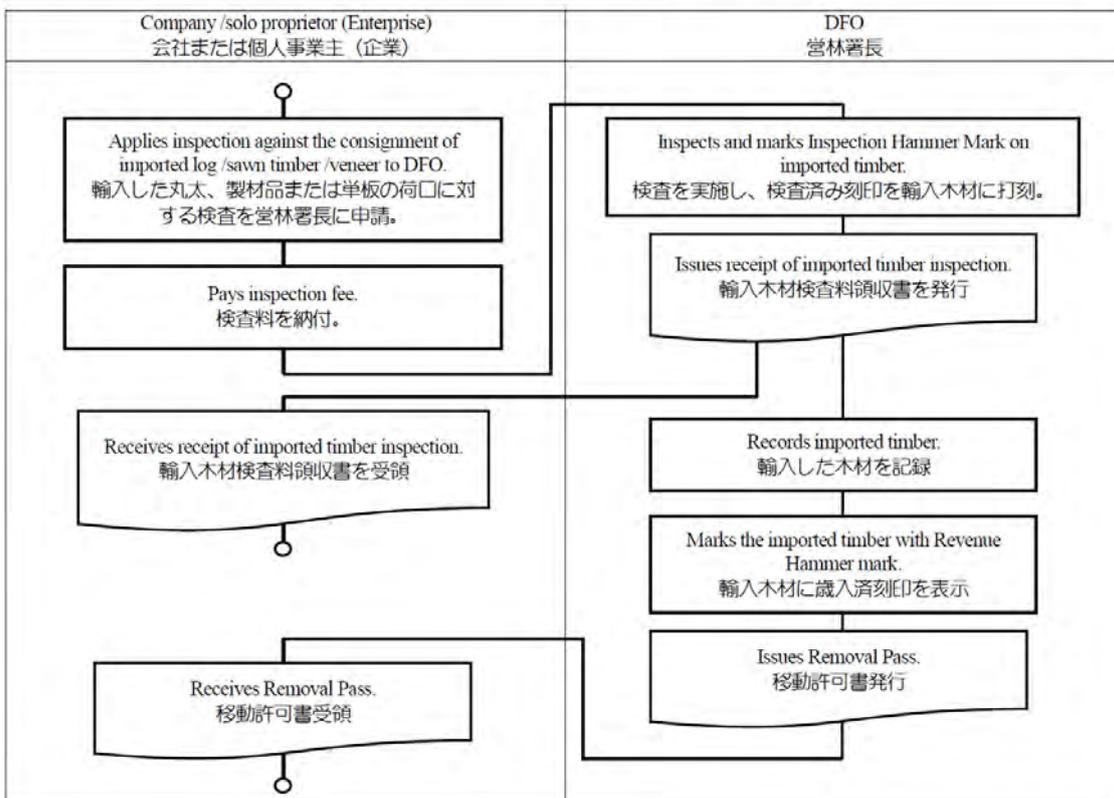
資料・監修：サバ州森林局

③ 輸入した丸太、製材品及び単板の輸送

丸太、製材品又は合板を輸入した輸入企業は、最寄りの営林署の署長に輸入物品の検査を申請するとともに、森林局に検査料を納付する。

輸入企業から輸入物品に対する検査の申請を受けた営林署長は、物品検査を実施し、検査が終わった物品に検査済の刻印を打刻する。さらに営林署長は、輸入業者による検査手数料の納付を確認し、輸入木材検査料領収書を発行するとともに、輸入木材に歳入済印を表示し、輸入業者に移動許可書を発行する。

Table 22	表 22
Transportation of imported logs, sawn timber and veneer	輸入した丸太、製材品及び単板の輸送
Sources of Timber: Import	輸入
Responsibility: Sabah Forestry Department (SFD)	所管：森林局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a30 輸入した丸太、製材品帯単板の輸送手続き

【証明書及び書類】

輸入した丸太、製材品及び単板の輸送手続きに要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a39 輸入した丸太製材品及び単板輸送手続きに要する証明書及び書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Transportation of imported logs, sawn timber and veneer 輸入した丸太、製材品及び単板の輸送	Application documents for inspection for the consignment of imported log /sawn timber /veneer 輸入した丸太、製材品または単板の検査依頼書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Receipt of imported timber inspection 輸入木材検査手数料領収書	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Inspection Hammer Mark 検査済刻印	DFO, Custom 税関担当森林署長	
	Removal Pass 移動許可書	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
※Table 22 ※表 22			

資料・監修：サバ州森林局

④ サラワク州産材の取扱い

サバ州で操業している企業は、EU 向けに輸出する木材製品の荷口に、サラワク州産木材を含めてはならない。このために、木材取扱企業は、サラワク産材のバイヤー、販売及び流通に係る事項並びにサラワク産木材の加工実績を確実に記録して管理しなければならない。EU 向け木材輸出業者は、輸出する製品にサラワク州産材が決して含まれていないと宣誓しなければならない。

この標準は、EU がサラワク州木材合法性確認システムの有効性を認め、同システムの輸出ライセンス発行に合意するまでの暫定措置である。

サラワク州から木材を移入する企業は、森林局税関担当署長に税関申告書を提出するとともに実地検査を要請して、検査手数料を森林局に納付する。さらにサラワク州から丸太を移入しようとする企業は、農業局に植物貿易要求事項の遵守検査を要請し、農業局はこの要請により植物の植物貿易要求事項の遵守を検査する。

サラワク州から物品が到着したときは、森林局税関担当署長は、サラワク州以外の輸入木材物品の輸入手続きと同様の荷口検査を実施し、問題がなければ税関申告書承認書を作成する。さらに森林局税関担当署長は、加工工場においてサラワク州産木材の販売元、販売及び流通並びに製品加工への使用について確実な記録がなされているか、サラワク州産材及び加工されたサラワク州産材に FLEGT ライセンスが発行されていないか無作為抽出検査を行う。

【証明書及び書類】

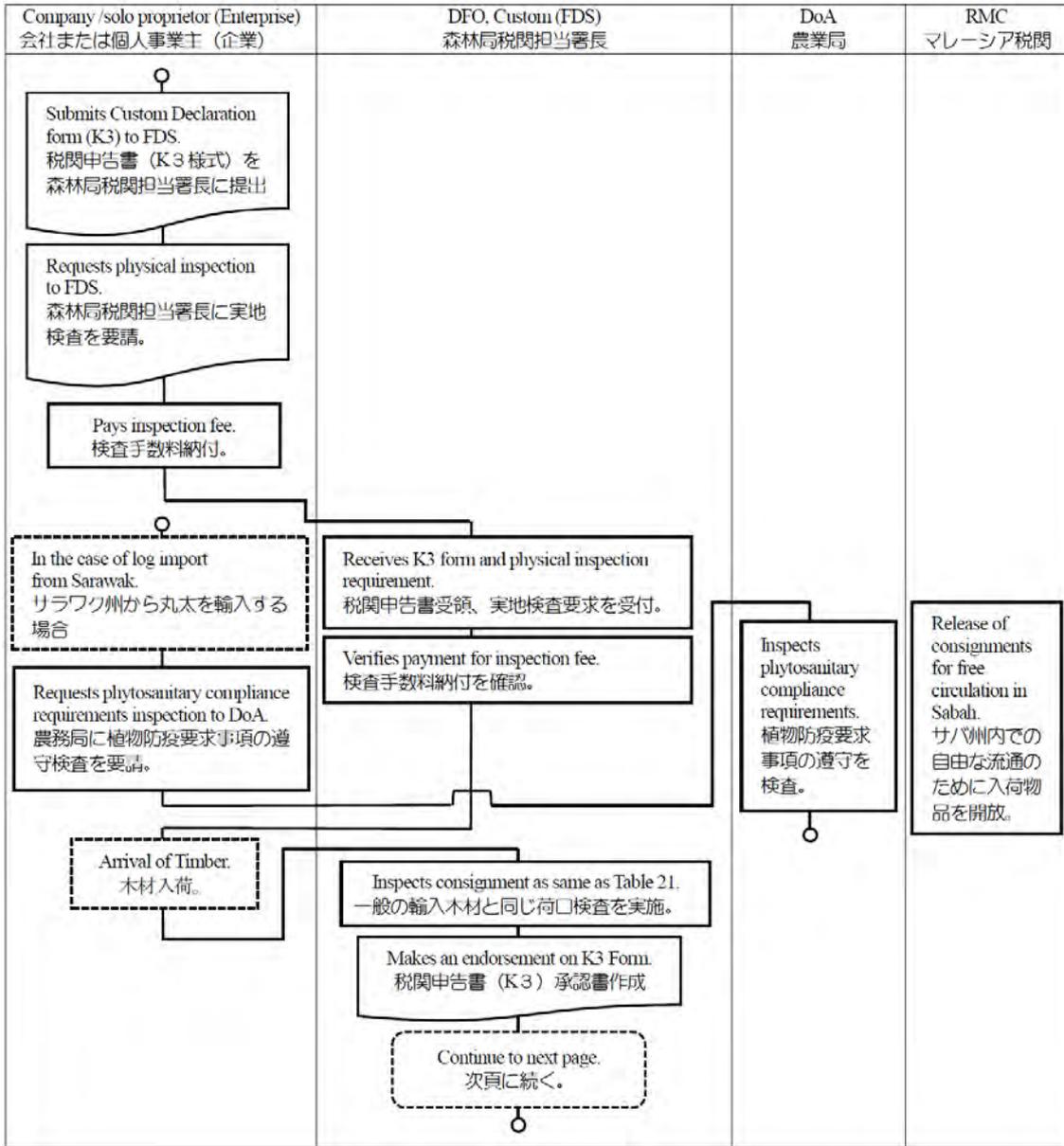
サラワク州産材の取扱いに要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a40 サラワク州産材の取扱いに要する証明書及び書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Timber from Sarawak サラワク州産木材	Custom Declaration Form (K3) 税関申告書 (K3 様式)	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Application documents for phytosanitary 植物防疫申請書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Application documents for phytosanitary compliance requirements inspection 植物貿易要求事項遵守検査申請書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	Department of Agriculture 農業局
	K3 Form Endorsement document 税関申告書承認書	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
※ Table 23 ※表 23			

資料・監修：サバ州森林局

Table 23	表 23
Timber from Sarawak	サラワク州産材の取扱い
Sources of Timber: PF, SL, AL & Import	永久林、州有林、私有林及び輸入
Responsibility: Royal Malaysian Customs (RMC) Sabah Forestry Department (SFD) Department of Agriculture (DoA)	所管：マレーシア王国税関 森林局 農業局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a31 サラワク州産材の取扱い手続き

Company / solo proprietor (Enterprise) 会社または個人事業主（企業）	DFO, Custom (FDS) 森林局税関担当署長	DoA 農業局	RMC マレーシア税関
	<p style="text-align: center;">○</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> Continue from previous page. 前頁から続く </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> Conducts random checks to ensure that company maintains records of buyer, sales and distribution of timber from Sarawak and timber products manufactured using such timber. 企業がサラワク州産木材の販売元、販売及び流通並びにサラワク州産材の製品加工への使用の確実な記録の抽出検査を実施。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> Conducts random checks on companies to ensure that timber sourced from Sarawak as well as timber products manufactured using such timbers will not be issued with a FLEGT License. サラワク州産木材及び加工されたサラワク州産木材に FLEGT ライセンスが確実に発行されていないか抽出検査を実施。 </div> <p style="text-align: center;">○</p>		

資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a31 サラワク州産材の取扱い手続き（続き）

4.1.a.3 森林認証

サバ州では、FSC (Forest Stewardship Council) 及び MTCS (Malaysian Timber Certification Scheme) の森林認証が行われている。2017年10月現在、サバ州の森林認証面積は、75万2,894haであり、この面積は州の森林面積(335万1,000ha)の22%にあたる。スキーム別森林認証面積は、FSCが62万8,464ha、MTCSは12万3,430haで、FSCによる森林認証面積が認証林面積全体の83%を占めている。

表 4.1.a41 サバ州の森林認証面積、CoC 認証事業体数
(ha、件)

	森林認証取得事業体名	認証面積	CoC 認証事業体数
FSC	SFD	55,139	28
	USM FMU	242,884	
	North Gunung Rara	61,330	
	Pin Supu	4,696	
	Timimbang-Botitian	13,610	
	Trusmadi & Sg Kiluyu	88,045	
	FMU 17A (新規)	48,431	
	Trusan Sugut Forest Reserve (新規)	8,680	
	Ulu Kalumpang Wullersdirf (新規)	64,954	
	小計	587,769	
	Acacia Forest Industries Sdn Bhd	17,334	
Sabah Softwood Berhad	23,361		
計	628,464		
MTCS	Sefallud Lokan FMU (KTS Plantation Sdn. Bhd.)	57,247	26
	Bornion Timber FMU 11 (新規)	40,646	
	Bornion Timber FPMU 11 (新規)	25,537	
	計	123,430	
合計	752,894	54	

注1: FSCはForest Stewardship Council、MTCSはMalaysian Timber Certification Schemeの略。

2: 「(新規)」は前年11月以降、増加した認証林

資料: 2017年11月現在のFSCウェブサイト(<http://www.info.fsc.org>)及びMTCC(Malaysian Timber Certification Council)提供資料

サバ州では、森林局が率先して森林認証を取得し、森林認証面積の拡大を図ってきた。1989年から2000年までの11年間、サバ州森林局は、それまでの過伐により荒廃した林地に、直ちに導入できる持続的森林経営手法の開発を目的とした研究をドイツ連邦技術協力機構(German Agency for Technical Cooperation)とともにに行った。森林局は、この研究を行っている最中の1997年に、サバ州中央部のDeramakotのクラスII(永久林)の商用林でFSCの森林認証を取得した。その後、森林局の認証林面積は拡大し、2017年10月現在では58万7,769haと州の認証林面積の78%を占めるに至っている。サバ州森林局は、今後も認証林面積の拡大を行う方針で、2017年11月現在の面積は、前年同月比18万9,445ha拡大している。

MTCSによる森林認証は、これまでKTS Plantation社一社だけでなされていたが、2017

年には Bornion Timber 社が天然林（4 万 646ha）と人工林（2 万 5,537ha）で認証を取得した。

CoC 認証事業体数は、認証林面積の拡大にともない、両スキームではほぼ倍増している。2017 年 11 月時点では、FSC が 28 事業体（前年同月 15 事業体）、MTCS は 26 事業体（同 5 事業体）の計 54 事業体（同 20 事業体）である。サバ州では、森林の回復を積極的にはかってきたため、これから認証丸太の生産量増加が見込まれている。さらに、認証林の拡大が予定されているので、CoC 認定事業体数も将来的には増加すると期待されている。

森林局は、現在認証林面積が 5 万 5,507ha に達した Deramakot の FSC 認証林をモデル林と位置付け、このモデル林での経験を生かしながら、これからさらに認証林面積の拡大を行う予定である。

サバ州森林局は、前掲の年次報告書において、違法伐採対策の一環として 2000 年に森林の区分を見直して社会林を制定したこと、社会林の制定には地域のコミュニティの代表者をメンバーに入れた社会林委員会を設置して地域コミュニティの社会的経済的活動を尊重した林業計画を設定するとともに、地域コミュニティの社会林又は認証林への理解を深め、同委員会が地域コミュニティ住民の就業機会の拡大及び労働者の能力向上をはかったことが違法伐採の減少と撲滅に繋がったと報告している。

Deramakot 認証林でも、かつては違法伐採が行われ、河川沿いの立木を違法に伐採し、河川が増水したときにこれらの丸太を人力で河川輸送する違法行為があったという。森林局の 2015 年年次報告書では、2000 年に前述の社会林委員会と同じ機能を果たす特別委員会を Deramakot 認証林に設置し、さらに空、陸及び河川における違法伐採取締パトロールを強化したところ、Deramakot 認証林における違法伐採は撲滅できたと評価していた。しかし、2016 年に沈香の違法採取が報告された。

表 4.1.a42 Deramakot 認証林における違法伐採量 (m³)

	違法伐採量	備考
1995～1999 年	4,535	
2000 年	3,027	
2001 年	214	
2002 年	15	
2003～2011 年	0	
2012 年	1	沈香採取
2013～2015 年	0	
2016 年	1	沈香採取

出典：Sabah Forestry Department, "Annual Report", 各年版

4.2.a.4 木材市場

(1) 木材需給動向

2016 年のサバ州の丸太生産量は 262 万 4,000 m³で、同年の丸太供給量は、この生産量に輸入量 3,000 m³を加えた 262 万 7,000 m³である。同年の天然林人工林別丸太生産量は、天然林が 208 万 6,000 m³（全生産量の内の 79%）、人工林は 53 万 8,000 m³（同、21%）である。人工林丸太生産量は、人工林丸太生産最大手の Sabah Forest Industry 社が操業をほぼ停止していたので、前年の 101 万 3,000 m³から 49%もの大幅な減少となった。

同年の森林区分別丸太生産量は、永久林が 143 万 9,000 m³（全生産量の内の 55%）、州有林は 24 万 8,000 m³（同、9%）、私有林は 93 万 7,000 m³（同、36%）であった。

表 4.1.a43 天然林人工林別森林区分別丸太生産量

(1,000 m³)

区 分		2011	2012	2013	2014	2015	2016
合 計	計	3,447	3,082	3,396	3,325	2,869	2,624
	永久林	2,493	2,347	2,603	2,316	1,705	1,439
	州有林	240	227	312	316	490	248
	私有林	714	508	481	693	674	937
天然林	計	2,212	1,966	2,118	2,079	1,856	2,086
	永久林	1,774	1,608	1,897	1,696	1,283	1,304
	州有林	41	29	6	63	119	96
	私有林	397	329	215	320	454	686
人工林	計	1,235	1,116	1,278	1,246	1,013	538
	永久林	719	739	706	620	422	135
	州有林	199	198	306	253	371	152
	私有林	317	179	266	373	220	251

資料：サバ州森林局

次表により、サバ州の用途別丸太消費量を示した。用途別に最も多く丸太を消費しているのは合単板用であり、2015年には151万6,000 m³を消費した。その他の用途で消費量が多いのは、紙・パルプ用（57万6,000 m³）及び製材用（51万2,000 m³）である。サバ州の木材需給の特徴の一つは、丸太輸入量が限られていることにある。過去5年間で輸入量が最も多かったのは2011年であるが、最も多いといっても輸入量は7万8,000 m³でしかなく、しかもその後、輸入量は大きく減少している。

工場での丸太消費量は2015年まで減少していたが、2016年は製材用、合単板用、モー ルディング用及び人工乾燥木材用でやや増加に転じている。

表 4.1.a44 用途別丸太消費量

(1,000 m³)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016
製材用	742	732	607	614	512	569
合単板用	1,814	1,571	1,611	1,547	1,516	1,524
モー ルディング用	174	137	107	80	73	64
パー ティクルボード用	50	44	38	35	18	14
紙・パルプ用	555	611	876	678	576	172
チップ用	329	225	222	218	165	142
保存木材用	33	34	39	43	41	40
人工乾燥木材用	144	138	115	124	120	142
おが炭用	10	11	14	15	13	14

資料：サバ州森林局

サバ州の木材輸入量は、次表のように極めて限られている。2016年の輸入量は、丸太が3,000 m³、製材品及び大中角が2万4,000 m³、単板は5万6,000 m³であった。

表 4.1.a45 木材輸入量

	(1,000 m ³)					
	2011	2012	2013	2014	2015	2016
丸 太	78	49	21	28	7	3
製材品・大中角	29	22	33	41	20	24
単 板	40	36	42	53	55	56

資料：サバ州森林局

次表は、サバ州で林産物を生産している稼働中の工場数を示している。2016年の工場数は、製材工場72件、合単板工場29件などである。

サバ州の木材加工工場数は減少してきており、現地の関係者の話では、丸太生産量が減少していく中で、丸太の獲得及び低質材の加工技術をめぐる工場間での競争が激しくなり、その競争が2008年前後にピークに達して閉鎖を余儀なくされた工場が多く出現したとのことである。その結果、現在では州内の丸太生産量は減少傾向で推移しているものの、工場数も減少したので、丸太の「不足感」はなくなり、さらにその後、立木が成長したため、丸太の材質も向上しているそうである。

表 4.1.a46 稼働林産物工場数

	(件)							
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
製材工場	111	103	94	44	90	83	82	72
合単板工場	34	31	30	29	30	32	29	29
モーディング工場	65	67	70	66	57	50	44	42
パーティクルボード工場	2	1	1	1	1	1	1	1
製紙工場	1	1	1	1	1	1	1	1
チップ製造工場	7	3	4	4	3	4	3	1
保存木材工場	11	12	8	9	7	9	9	9
乾燥工場	40	40	39	34	32	31	29	29
おが炭工場	2	2	2	3	2	2	2	2
竹製家具工場	1	1	1	1	1	1	0	0
ペレット工場	—	—	—	—	—	1	1	3

資料：サバ州森林局

2011年以降のサバ州の木材製品の生産量は、一部を除き減少して推移した。2016年の生産量は、製材品が24万2,000 m³、普通合板は60万7,000 m³などとなっている。

サバ州は、アジア諸国を中心に木材製品を輸出している。2016年の輸出量は、丸太が32万8,000 m³、製材品は19万m³、単板6万5,000 m³、合板は56万4,000 m³であった。合板については、マレーシア半島部への移出量が多かった。

表 4.1.a47 木材製品生産量

(1,000 m³)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016
製材品	356	326	271	261	220	242
単板	138	107	115	157	136	119
普通合板	776	714	691	654	655	607
その他合板	44	44	53	51	41	42
モールディング	123	100	81	60	54	47
パーティクルボード	48	43	38	35	16	12
チップ	262	173	176	165	117	99
保存木材	33	34	39	43	41	40
人工乾燥木材	144	138	115	124	120	142

資料：サバ州森林局

表 4.1.a48 主要木材製品の相手国別輸出力 (2016 年)

(1,000 m³)

丸太		製材品		単板		合板	
計	328	計	190	計	68	計	564
日本	111	中国	49	韓国	31	半島部	111
インド	64	台湾	34	台湾	22	日本	84
中国	48	タイ	26	日本	6	韓国	84
フィリピン	45	フィリピン	18	フィリピン	3	米国	62
ベトナム	26	日本	14	中国	3	メキシコ	57
その他	34	その他	49	その他	3	その他	166

資料：サバ州森林局

(2) 木材流通

サバ州内の木材流通は、丸太については工場間での流通がごく一部で存在するものの、基本的には丸太の生産を行う林業会社の貯木場から加工工場に直送するシンプルな構造である。前述のように山で伐採した丸太は、山土場を経て伐採区域内の貯木場に集積して検寸と刻印の表示、ロイヤリティの支払いがなされるとともに、林業会社は、複数の顧客の要求に見合う丸太を顧客別にはい積みし、許可書が発行されてから出荷を開始する。製品については、遠隔地の消費市場向け製品は、流通業者を介するケースもあるが、コンテナで直接小売業者又は産業消費者に出荷するケースが多いようである。

丸太、製品ともに流通にはディーラーが介在する場合がある。

地元の工場向け丸太は、伐採ライセンス所持者がスタンピングポイントと称される規模が大きい貯木場で、丸太をそれぞれの工場が望む樹種、サイズ、品質などにより極積し出荷しているが、輸出用丸太については、ディーラーが例えば日本の合板工場向けのサイズと品質を兼ね備えた丸太を集め、港湾の貯木場に納品するように指定している。

サバ州の木材流通で特徴的なのは、合法性保証の観点から、州政府の木材検問所が設置されていることである。

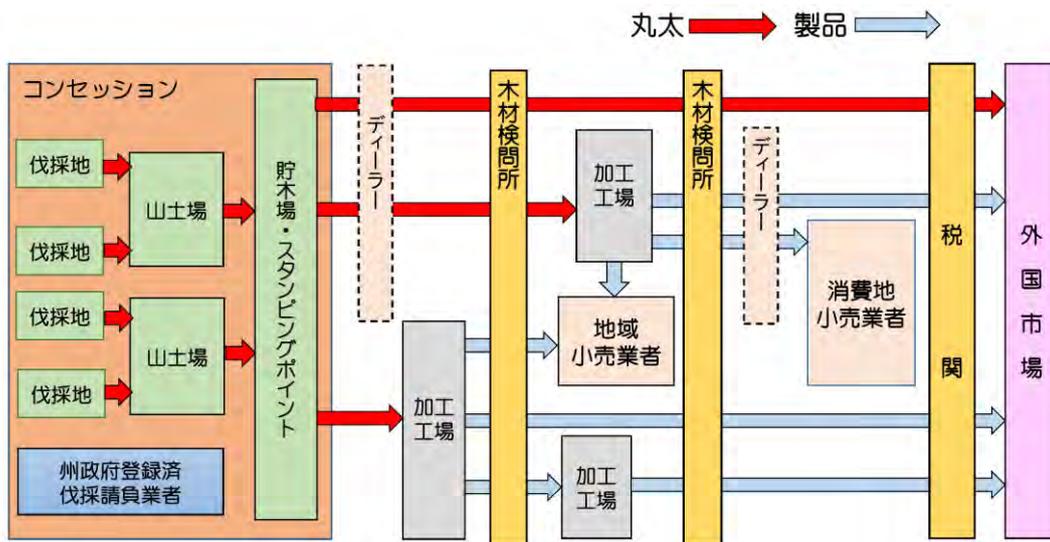


図 4.1.a32 サバ州の木材流通フロー

この木材検問所は、木材及び木材製品を輸送する大型トレーラーが通行できる幅の広い道路の脇に設置し、木材及び木材製品を輸送する大型トレーラーは必ず木材検問所において森林局による積荷の検査を受けなければならない。トラック運転手は、丸太を輸送するときは移動許可書と丸太明細書 (Log List) を、製品を輸送するときは移動許可書と製品の明細が記されている出荷・納品伝票を携行している。丸太を出荷する林業会社及び加工工場は、丸太又は製品を出荷する前に、木材検問所にこれらの書類の写しを送付する。木材検問所の森林局職員は、トレーラーが木材検問所に来たときに、事前に林業会社又は加工工場から送られてきた書類とトレーラー運転手が携行している書類の整合性を検査し、輸送中に適正な手続きを経っていない木材が混入していないか、若しくは輸送中に適正な手続きを経ないで流出した木材がないかを確認する。

この検問所は複数設置されており、長距離輸送を行うときは、トラックが納品先に到達するまでに多くの検問所を通過する場合がある。



道路脇に設置された木材検問所 (ケニンガウ市)
写真 4.1.a3 木材検査所事務所



木材検問所では、丸太 (前のトレーラー) も製品 (後ろのトレーラー) も検査対象である。
写真 4.1.a4 検査を受けるために停車したトレーラー

4.1.b マレーシア（サラワク州）

サラワク州は、ボルネオ島北西部から北中部に位置する。州面積は 12 万 4,000 km²で、日本の国土面積（37 万 7,970 km²）の約三分の一の広さである。2013 年にサラワク州が行った衛星測量によれば、森林面積は 988 万 2,000ha で州面積の 80%を占めている。

サラワク州では森林を持続的な木材生産のために告示している永久林（Permanent Forest Estate）、生物多様性保護のために木材の生産を禁じている全面保護林（Totally Protected Areas）及び永久林に指定されていない森林及び農業生産、集落、市街地への利用その他の土地利用転換が可能な州有林（State land Forest）に大きく区分している。

永久林は保存林（Forest Reserve）、保護林（Protected Forest）、コミュニティー林（Communal Forest）、政府管理地（Government Reserves）¹及び人工林（Planted Forest）で構成している²。さらに、全面保護林は国立公園（National Park）、自然保護区（Nature Reserves）及び野生生物保護区（Wildlife Sanctuaries）で構成している³。州有林は、保安林、保護林、コミュニティー林、政府管理地及び人工林を除く森林をいう⁴。

伐採が可能な森林は、永久林及び州有林である。コンセッションは、永久林内の伐採許可地域に設定する。コンセッションでの伐採は、持続的森林経営を目指した技術体系に基づき行われるので択伐方式を採用している。コンセッションでの伐採周期は 25 年であるが、年間の伐採可能面積及び伐採周期は森林の状況によって決定する。

森林の 42%（416 万 3,000ha）は永久林に、5%（48 万 7,000ha）は全面保護林に指定している。

表 4.1.b1 森林面積

	(ha)			
	計	森 林	スワンプ林	マングローブ林
計	9,882,444	9,265,895	537,302	79,247
永久林	4,163,133	3,973,595	176,614	12,924
全面保護林	487,008	405,724	70,749	10,535
州有林	5,232,303	4,886,576	289,939	55,788

注：サラワクが 2013 年に行った衛星測量による調査結果。

資料：Forest Department Sarawak, “Annual Report 2013”, p32

永久林及び保護林の面積は増加しており、永久林面積は 2013 年の 416 万 3,133ha から 2015 年には 432 万 302ha に 4%増、保護林は同じく 48 万 7,008ha から 67 万 3,979ha に 38%も増加している。

サラワク州でも人工造林が広く行われるようになり、2015 年の人工林面積は 32 万 5,314ha に達している。サラワク州では 1920 年代に人工造林が開始されていたが、その当時の人工造林はドリアンその他の果樹の採取が目的であった。その後、1965 年に外来種の

¹ 官報告示によって大臣が政府管理地と宣言した州有地。

² 2015 年サラワク州森林条令第 1 章第 2 条第 1 項による定義。

³ サラワク州森林局資料。

⁴ 2. に同じ。

早生樹種による造林を試行したが失敗し、1970年代に森林局が行ったアカシア、ファルカータその他の熱帯広葉早生樹種による試験造林により、ようやく生産性が高い樹種の特定ができた。人工造林面積は1985年の時点では1,770haと小さく、その後も小さい面積で推移したが、1996年の州森林法の改正により人工林ライセンスが発給できるようになったこと、天然林資源の枯渇が表面化し始めたことから1990年代後半から徐々に拡大しはじめ、2003年以降、急速に拡大した。人工造林のピークは、2005年から2008年までの4年間で、この期間においては年間約4万haの人工造林がなされている⁵。

なおサラワク州政府は、1998年にサラワク州クチンで開催された国際会議で15年から20年後に人工林面積を100万haまでに拡大するという目標を発表している。

サラワク州では、人工造林の種別を次の三つに区分している。

- 産業用造林
- オイルパーム造林
- 補植造林

産業用造林は、ゴム、アカシアその他の樹液、木材又は木質繊維の収穫を目的とした樹種による造林である。さらにサラワク州では、モデル人工造林地を設定して人工林樹種の試験をしている。モデル人工造林地では、次の七樹種が植林されている。

- *Acacia mangium* Superbulk
- Acacia Hybrid
- Kelampayan (*Neolamarkia cadamba*)
- Red Mahogany (*Eucalyptus pellita*)
- African mahogany (*Khaya senegalensis*)
- Batai (*Paraserienthes falcataria*)
- Karas (*Aquilaria* spp)

オイルパーム造林は造林周期を25年とし、一周期に限り造林が認められ、さらにオイルパームを植林できる最大面積を造林地の20%に限定している。

補植造林は、高地で重機による作業ができない自然更新が困難な場所で行なう人工造林である⁶。

マレーシアはインドネシアとともに日本の主要熱帯産木材輸入相手国であり、マレーシアの中でもサラワク州は熱帯産合板の主要供給地域である。

サラワク州にとって日本は、かねてより重要な林産物輸出相手国であり、現在でも国別林産物輸出額は日本が第1位である。2012年から2016年の対日向け輸出額のシェアは38%である。

⁵ サラワク州森林局ウェブサイト (<http://www.forestry.sarawak.gov.my/>)。

⁶ サラワク州森林局資料。

表 4.1.b2 国別輸出額

(100 万 MYR)					
	2012	2013	2014	2015	2016
計	7,438	7,165	7,249	6,571	5,934
日本	2,859	2,786	2,794	2,549	2,273
インド	1,189	1,130	1,370	1,252	967
中近東	671	568	544	381	574
台湾	261	791	761	640	516
韓国	594	527	538	559	514
フィリピン	207	278	221	272	286
インドネシア	—	—	87	133	188
ベトナム	92	117	152	160	144
タイ	261	208	155	163	107
中国	314	227	305	160	76
その他	990	533	322	302	289

注1：集計対象は、チップ、丸太、枕木、製材品、構造用集成材、フィンガージョイント集成材、モールディング、合単板、ブロックボード、繊維板、切削板、LVL、ダボ、ドア及びドア枠、コアプラグ、ペレット、木製柵、木製ラティス、木枠並びに園芸用品、家具及び家具部品。

2：MYR=マレーシアリングギット

資料：Sarawak Timber Industry Development Corporation, “Export Statistics of Timber and Timber Products Sarawak”, 各年版

4.1.b.1 サラワク州木材合法性確認システム

(Sarawak Timber Legality Verification System : STLVS)

4.1.b.1.1 設立の背景とシステムの概要

サラワク州の林業活動の監督と許認可は、森林局及びサラワク林業公社が中心に行っている。

サラワク州でも、2013年のEUのEU木材規則の発効、2014年のオーストラリアの違法伐採禁止法の施行その他の木材の合法性確保に係る諸規制の登場を受けて、木材の合法性の確保が早急に解決すべき課題として浮上した。このためサラワク州政府は森林法（法令第71号）を改正し、違法伐採及び違法伐採木材を排除するシステムの強化を図っている。

この強化策の中心的役割を担うのが、サラワク州木材合法性確認システム（Sarawak Timber Legality Verification System : STLVS）である。サラワク州では、サラワク州木材合法性確認システムに、森林局が開発し運用していた丸太追跡システム（LOTS : Log Tracking System）を組み込んで運用している。

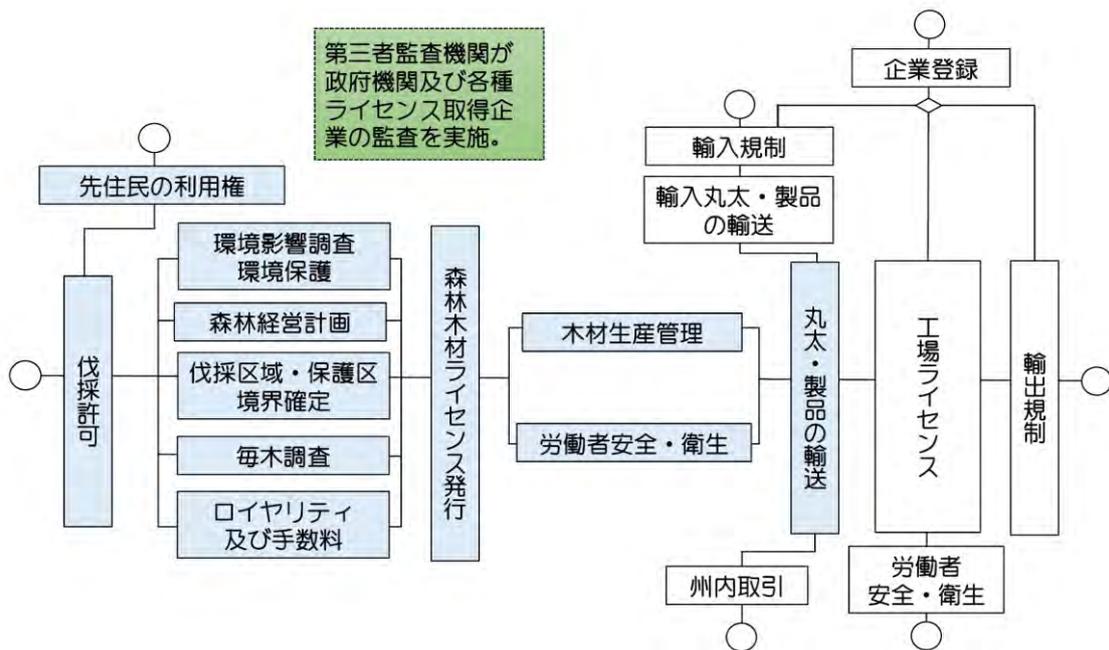


図 4.1.b1 サラワク州木材合法性確認システムの標準間の関連と手続きの流れ

サラワク木材合法性確認システムは、六つの基準、15 の標準及び 94 の指標により構成しており、半島部及びサバ州同様、その基本理念は FLEGT の木材合法性保証システム (TLAS : Timber Legality Assurance System) に準じている。

4.1.b.1.2 サラワク州木材合法性確認システムで使用する主な書類

サラワク州木材合法性確認システムの基準及び標準並びに合法性を証明するために使用する主な証拠書類及び主な関連法令・契約は次の表のとおりである。

表 4.1.b3 サラワク州木材合法性確認システムの基準及び標準

	標 準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
基準 1 伐採権	1. 伐採許可	<ul style="list-style-type: none"> ■ 伐採許可証 ■ 総合伐採計画書 ■ 総合伐採計画図 ■ 伐採対象木一覧表 ■ 環境影響評価報告承認書 ■ 林班立入許可書 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2015 年森林法 ■ 1958 年森林法 ■ 1962 年森林規則 ■ 1993 年天然資源環境条令 ■ 1987 年環境影響評価命令 ■ 2002 年環境保護条令 ■ 1998 年国立公園、自然保護区条令 ■ 1998 年野生生物保護条令 ■ 1958 年土地法
	2. 環境影響調査・環境保護		
	3. 森林経営計画		
基準 2 森 林 施 業	1. 伐採区域・保護区境界確定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 伐採詳細計画書 ■ 伐採詳細計画図 ■ 伐採ライセンス ■ 林班立入許可書 ■ 林産企業刻印印影の登録 ■ 伐採業者登録証 ■ 林業重機登録許可証 ■ 丸太生産日報 ■ 丸太荷口概要書 ■ 丸太荷口明細書 ■ 移動許可書 ■ 輸送許可書 【サラワク林業公社】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2015 年森林法 ■ 1958 年森林法 ■ 1962 年森林規則 ■ 1958 年森林条令第 67A 条第 5 項及び第 7 項 a 号 ■ 1993 年天然資源環境条令 ■ 2002 年環境保護条令 ■ 1998 年国立公園、自然保護区条令 ■ 1998 年野生生物保護条令 ■ 1958 年土地法 ■ 1995 年サラワク森林公社法 ■ 1975 年産業調整法
	2. 毎木調査		
	3. 木材生産管理		
	4. 丸太輸送		
	5. 労働安全衛生		
基準 3 法定課徴金	ロイヤリティ及び手数料	<ul style="list-style-type: none"> ■ ロイヤリティ納付済承認証 ■ 出荷許可書 ■ 移動許可書 ■ 輸送許可書 ■ 移動許可書 【サラワク林業公社、ハーウッドティンバー社】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1958 年森林法第 52 条第 2 項 - 第 4 項及び第 4A 項 a 号
基準 4 その他の利用者の権利	先住民の利用権	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域住民支援活動報告書 【森林局、サラワク林業公社】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1958 年森林法 ■ 1958 年土地法

表 4.1.b3 サラワク州木材合法性確認システムの基準及び標準（続き）

	標 準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
基準 5 工場の 操 業	1. 工場操業許可書の 発行・更新及び操 業管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 林産物生産計画書 ■ 業務登録証明書 ■ 木材取引許可書 ■ 木材加工業操業許可証 ■ 輸出入許可書 【森林局、サラワク木材産業開発公社】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1958 年森林法 ■ 1973 年サラワク木材産業開発公社規則 ■ 2008 年サラワク木材産業規則 ■ 1975 年産業調整法
	2. 丸太の入出荷	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸送許可書 ■ 丸太荷口明細書 ■ 丸太荷口概要書 ■ 工業生産月報（サラワク木材産業開発公社） ■ 工場月報（森林局） 【森林局、サラワク林業公社、ハーウッドティンバー社、サラワク木材産業開発公社】	
	3. 労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働許可書 ■ 安全管理指針 ■ 安全管理簿 【労働省、職業安全衛生省、 社会保険機構】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1994 年労働安全保険法
基準 6 貿易・ 関 税	1. 企業登録	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木材及び木材製品取扱業者登録 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2008 年サラワク木材産業開発公社規則
	2. 州内取引	<ul style="list-style-type: none"> ■ 移動許可書 【サラワク林業公社、ハーウッドティンバー社】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1958 年森林法
	3. 輸入規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木材輸出入業登録証 ■ 輸入許可書 ■ 輸入申告書 ■ CITES 証明書（該当がある場合） ■ 原産地証明書 ■ 植物検疫証明書 【マレーシア王国税関、農業省】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2008 年サラワク木材産業開発公社規則 ■ 1973 年サラワク木材産業開発公社規則 ■ 1967 年マレーシア関税法 ■ 2012 年マレーシア関税法（輸入禁止）
	4. 丸太、製材品及び 単板の輸送	<ul style="list-style-type: none"> ■ 移動許可書 【サラワク林業公社、ハーウッドティンバー社】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1958 年森林法
	5. 輸出規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸出申告書 ■ 輸出ライセンス ■ 丸太輸出枠遵守確認書 ■ 丸太一覧表 ■ 格付証明書（製材品） ■ インボイス ■ 船積指図書 ■ 貨物引受証 ■ 船荷証券 ■ 発送通知 ■ 伐採禁止樹種伐採許可証（該当する場合） ■ 植物防疫証明書（必要な場合） ■ 輸出承認証（ExCC） ■ 移動許可証（港湾検査所からの移動許可） ■ 月別丸太輸出ライセンス 【森林局、サラワク木材産業開発公社、マレーシア王国税関、ハーウッドティンバー社】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2012 年関税令（輸出禁止） ■ 1991 年ラミン輸出禁止法

なお、半島部及びサバ州では、法令遵守監査（Compliance Audit）を2018年に予定しており、それに伴う標準及び指標の改正作業をすすめている。現在、サラワク州でも木材合法性確認システムの改正作業を行っている。木材合法性確認システムの改正案は一般に公表されていないが、関係者によればかなり大がかりな改正が検討されているとのことである。

4.1.b.1.3 実施主体と事業体数

(1) 実施主体

サラワク州木材合法性確認システムの実施主体は、サラワク州森林局、サラワク林業公社、サラワク木材産業開発公社及びハーウッドティンバー社であり、貿易物品についてはこれらに加えて王立マレーシア税関が関わる。

これらの機関は、サラワク州木材合法性確認システムの運用において、次のように役割を分担している。

サラワク州森林局は、木材伐採ライセンスの発給及び伐採計画の手続き事務と承認を担当している。

サラワク林業公社は、木材伐採ライセンスの発給に係る伐採計画書の詳細事項の確認と承認（最終的な承認は森林局が行う）及び林班立入許可書の発行、丸太生産の検査及びモニタリング、丸太への丸太生産タグの表示及び刻印の打刻、森林検査ステーションにおける検量、格付、ロイヤリティ算定及び移動許可書発行並びに輸出地点における輸出用丸太の確認検査及び移動許可書の発行を担当している。

ハーウッドティンバー社は、森林検査ステーション（貯木場）における検量及び丸太と書類の整合性の検査、検査完了書の発行及び積出運搬許可書の発行、工場における原木の検査及び確認並びに輸出地点における輸出用丸太の目視検査及び輸出検査完了書の発行を担当している。

サラワク州木材産業開発公社は輸出ライセンスの発行を、王立マレーシア税関は木材の合法性を確認した上で輸出を許可する役割を担っている。

① サラワク州森林局（Forest Department Sarawak）

サラワク州森林局は、資源計画環境省（Ministry of Resource Planning and Environment）傘下の組織で州の林業行政を担当している。森林局は13の部局で構成し、クチンに本部を置き、クチン、シブ、ビンツル及びミリに支局を配置している。

森林局の役割と責務は、次の法令により規定している。

- A. 2015年森林法（法令第71号）
- B. 1958年森林条令（法令第126号）
- C. 1962年森林規則
- D. 1973年サラワク木材公社開発令
- E. 1993年サラワク林業公社令

- F. 1995 年天然資源環境令
- G. 1997 年森林（植林）規則
- H. 国立公園、自然保護令（法令第 27 号）
- I. 1999 年国立公園、自然保護規則
- J. 野生生物保護規則（法令第 26 号）
- K. 1998 年野生生物保護規則
- L. 1998 年野生生物（食用の鳥の巣）規則
- M. サラワク生物多様性センター条例（法令第 24 号）
- N. 1998 年サラワク生物多様性（アクセス、収集と研究）条例

サラワク州木材合法性確認システムにおいて森林局は、伐採ライセンス（FTL）を発行する役割を担っている。

森林局は、伐採許可を申請した企業に対して伐採基本計画書の策定及び提示を求め、関連する全ての法令及び基準への適合を審査し、適合すると判断できれば伐採ライセンスを発行する。

ライセンス所持者は、ライセンスが発行された後に詳細計画書を策定して森林局に提出する。詳細計画書には、10m間隔の等高線、伐採区域境界線、林班境界線、ブロック境界線、道路計画図、河川の流路を記入した収穫計画図を添付する。

森林局は、サラワク州木材合法確認システムの全行程において必要に応じて確認を行い、丸太の合法性を確認する立会検査を行う権限を有している。

② サラワク林業公社（Sarawak Forest Corporation）

サラワク林業公社の前身であるサラワク林業会社（サラワク林業公社 SB）は、1997 年に法人となり、2003 年 6 月 9 日に活動を開始した。その後、同社の業務は 1995 年サラワク林業公社条令の規定に基づき、森林局が設立したサラワク林業公社（サラワク林業公社）が担うことになった。

このサラワク林業公社が担う役割及び目的は、次の通りである。

- A. 法令遵守
- B. ロイヤリティ徴収の徹底
- C. 完全保護区（TPA）保護の強化
- D. 生物多様性保全のためのセンターの設立
- E. 植林推進のための研究開発
- F. エコツーリズムのために完全保護区の管理
- G. 組織の強化と財政の健全化

サラワク林業公社は、森林局の審査を経て伐採業者にライセンスが発行された後、伐採業者に伐採詳細計画の提出を求め、現地検証を行って同計画の内容を審査する。同公社による現地検証は、伐採詳細計画の持続可能な森林経営の基準への適合、全面保護林植物保護区の伐採対象地区からの除外及び先住民の伝統的権利の確保が主な対象である。その結果、伐採詳細計画の内容が適正であれば、サラワク林業公社はライセンス所持者に林班立

入許可証（Permit to Enter Coupe : PEC）を発行する。事業者は、この伐採林区立入許可証により伐採事業を開始できる。サラワク林業公社による伐採地区での現地検証項目は次のとおりである。

1) 伐採前の活動

- A. 伐採許可申請地区全体、伐採区、ブロックの境界線調査
- B. 道路建設及び軌道の設置状況確認
- C. 立木調査（10%のサンプル調査）
- D. 環境保護の観点から繊細な地区の除外
- E. 基盤整備のために伐採される立木のロイヤリティ評価
- F. 先住民の権利を確保する計画

2) 伐採後の活動

- A. 伐採地区の伐採により発生した立木の損傷状態調査
- B. 全ての搬出道路の閉鎖
- C. 公的に伐採事業の終了を証する証明書の発行

③ ハーウッドティンバー社（HTSB: Harwood Timber Sdn. Bhd.）

ハーウッドティンバー社は、1985年にサラワク木材産業開発公社の全額出資により設立した。1994年、資源計画環境大臣は、森林条令の第64（5）項の規定が定めるライセンスを所持している木材加工工場用の木材の購入、集荷、販売及び輸送並びに64（7）（a）項の規定が定めているライセンスを得ていない木材の輸出に向けた荷積みの禁止に係る業務を行う公認機関としてハーウッドティンバー社を指名した。

サラワク州木材合法性確認システムにおけるハーウッドティンバー社の役割には、伐採地、中継地点、木材加工場及び輸出地点における丸太の検査と合法丸太の輸送許可に係る事項が含まれる。その目的は、次の通りである。

- A. 丸太とロイヤリティ評価の一致を証明する。
- B. 丸太の産地が認可された森林地区であることを証明する。
- C. 森林局が承認した文書に従って丸太が生産されたことを証明する。
- D. 州内の伐採地で承認された丸太が指定された地点に到着したことを確認する。
- E. 輸出用丸太が森林条令64（1）（b）の規定で定められた国内加工用予約割当丸太でないことを確認する。

④ サラワク木材産業開発公社（STIDC: Sarawak Timber Industry Development Corporation）

サラワク木材産業開発公社は、1968年から1972年までの期間に実施したFAOの総合的森林資源調査の推奨に従い、1973年サラワク木材産業開発条令に基づいて設立された。サラワク木材産業開発公社が果たす機能は、多様な手段による木材産業の計画的な拡大とサラワク州の経済、資本及び専門的技術の継続的な発展並びに森林資源の効率的な管理の加速である。1973年サラワク木材産業開発条令第5（1）項の規定によるサラワク木材産業開発公社の業務は、次のとおりである。

- A. 木材産業を推進発展させるための新しい政策と戦略を策定する。
- B. 森林資源の効率的経済的開発を行う。
- C. 木材工業における新しいコンセプトと戦略を創造し、州の森林資源から生み出された利益を州全体に配分する。
- D. 民間セクターの参画によって木材産業全体の発展を州政府が導き、新しい産業振興を促進する。

さらにサラワク木材産業開発公社の機能は、次の通りである。

- A. 木材産業における生産の基準と貿易業務の管理及び調整。
- B. 政府に現存する木材産業の発展を促進するための方法又は政策を提言。
- C. 製品の多様化と品質管理を高めて木材の効果的利用を支援。
- D. 木材産業の発展を促進し、木材製品の生産とマーケティングに携わる人材を支援。
- E. 現存する木材産業の発展と新しい産業の発展を支援するための技術的支援。
- F. 多様な観点による木材産業の現場での作業に係る研修の実施。

サラワク州は、2006年にサラワク木材産業開発条令を改正した。この改正によりサラワク木材産業開発公社は、サラワク州森林局直轄の製材所を除く木材加工工場の登録業務を引き継いだ。

(2) 事業所数

これまで、サラワク州における伐採ライセンス発給件数は、森林局が発効する年次報告書で公表されていた。しかし森林局は、同報告書を2013年版の発行を最後に行っていないので、印刷物による直近のライセンス発給件数は不明である。サラワク州森林局は2013年の年次報告書で、同年12月現在、505件の伐採ライセンスが有効であると記している⁷。

加工工場の登録件数（ライセンス発給件数）については、表4.1.15を参照されたい。サラワク州では、2016年に331件を加工工場として登録している。サラワク州木材産業開発公社からの提供資料によると、同年7月の時点では、248件の加工業者並びに671件の輸出業者及び341件の輸入業者を登録している。

4.1.b.2 サラワク州木材合法性確認システムの運用

サラワク州木材合法性確認システムは、サバ州及び半島部の木材合法性保証システムと同時期に開発が始まったものの、システムの標準化及び公表できるシステムの文書化に時間を要している。

サバ州及び半島部の木材合法性保証システムの報告については、全ての基準及び標準の運用について詳細なフローチャートを作成し、関係当局の監修を受けた。しかし、サラワク州木材合法性確認システムについては、同様のフローチャートを作成できる行政機関の資料のとりまとめが完了していない。このため、サラワク州木材合法性確認システムの報

⁷ Forest Department Sarawak, “Annual Report 2013”, p38

告については、サラワク州森林局、サラワク州林業公社、サラワク木材産業開発公社、ハーウッドティンバー社その他の関係機関が提供した諸々の資料を活用して行うものとする。

4.1.b.2.1 森林部門における運用

サラワク州木材合法性確認システムの基準1から基準4は、森林部門に係るものである。ただし、サラワク州木材合法性確認システムでは、サバ州及び半島部の木材合法性保証システムとは異なり、伐採地域の設定に係る基準及び標準が設定されていない。さらに、これまでサラワク州政府は、伐採地域の検討又は決定の手順を原則として一般に向けて公開していない。

ライセンスの付与、保安林及び保護林の指定並びにコミュニティー林の認可は、森林法の規定により次のように定めている。

木材の伐採が可能な森林は、永久林に含まれるコミュニティー林及び人工林並びに州有林である。サラワク州が木材の生産管理のために発給するライセンス及び許可書は、保安林及び保護林に係るものは森林局長が⁸、保安林、保護林及び政府管理地以外の州有林に係るものは森林局長又は局長が特に権利を与えた森林官又は政府職員が発行する。保安林、保護林及び政府所有地以外の州有地において、ライセンスが必要な行為は次のとおりである⁹。

- 木材及び林産物の伐採、採取、集荷または移動。
- 木炭の焼却及び移動。
- 森林官が許可した目的以外の用途のための丸太の玉切及び薪炭材としない目的で伐採した木材に対する薪炭材用玉切。

ただし、ライセンス又は許可書がなくともサラワク州民であれば、森林局長が官報によって禁じた土壌浸食防止その他の公益的価値がある立木の伐採を除けば、国内のみで利用するための木材の売却、バーター取引又は非営利目的で供する林産物を保安林ではない州有地から伐採又は採取し移動できる¹⁰。

2015年森林法の規定は、原則として木材の生産ができない保安林及び保護林並びに商業的伐採ができないコミュニティー林の指定と規制について次のように定めている。

保護林及びコミュニティー林の指定又は認可は、州有地において資源計画環境大臣が行う。同大臣は、保安林又は保護林を州有林に設置できる。同大臣が保安林及び保安林を指定するときは、公報に保安林又は保護林設置予定地を記述すること及び境界、保安林又は保護林の設置予定地において特権を請求するときは告示公布日から起算して30日以内に証拠を示して請求すること並びに告示公告日から30日が経過したときは、保護林設置地域の全ての権利又は特権を廃止し、権利及び特権に係る請求に対する補償を開始するととも

⁸ 2015年森林法（法令第71号）第49条。

⁹ 2015年森林法（法令第71号）第49条及び第53条。

¹⁰ 2015年森林法（法令第71号）第65条。

に、少なくとも一つのサラワク州内で発行されている新聞に告示の写しを公表し、保安林を設置する地域の営林署事務所にそれを掲示する¹¹。

保安林及び保護林では、次の行為が原則として禁じられている¹²。

- 不法侵入。
- 畜牛の放牧又は不法侵入の容認。
- 伐採、搬出、剥皮、マーキング、枝打ち又は樹液採取及び火その他の方法による樹木及び木材の損傷。
- 過失による立木の伐採、搬出又はスキッピングによる立木の損傷。
- 採石もしくは生石灰、木炭、林産物又は鉱物の探索又は収集。
- 着火及び火の維持、持ち歩き又は放置。

コミュニティー林は、資源計画環境大臣の認可により設定する。同大臣は、住民が地域社会の大多数が大臣の認可を得た公有林の設置を要望していると認めたときに、コミュニティー林の設置を布告する。この布告の主旨は、大臣から地域社会に向けたコミュニティー林設置の提案である。布告には、森林の状況及び境界、コミュニティー林を設置する提案を行う旨の大臣の宣誓、布告が行われた後、3 か月以上の期限を設定して行う営林署宛の申立ての募集及び森林局長又は森林局職員が確認している全ての先住民コミュニティーの住民の権益の確保の実施を記す¹³。

2015年森林法第36条の規定は、先住民コミュニティーは、森林局長又は森林局長が指名した森林局職員が合理的に指示する方法で、収穫の持続性を維持しながらコミュニティー林を管理する義務を定めている。森林局長又は森林局長が指名した森林局職員は、先住民コミュニティーがこの義務を達成するために、伐採その他の作業の方法及び進行を管理できる。さらに先住民コミュニティーの全ての住民は、ロイヤリティ及び手数料を支払わずに林産物の売却、交換又はコミュニティー当事者による使用ができる¹⁴。

人工造林を行うときもライセンスが必要である。人工林ライセンスは、資源計画環境大臣の承認を受けて森林局長が発行する。サラワク州では人工林を永久林の一部として位置付け、州有林又は私有林（譲渡地）に設定する。人工林ライセンスは、林道、作業道、排水路、橋、建造物その他の造林、人工林の維持又は林産物の収穫のために必要な施設の建設及びこれに付随する権利とともに与えることができる。人工造林地の設定にあたっては、先住民慣習権が請求されている州有地で先住民から人工造林の承諾が得られていない土地及び私有林（譲渡地）で土地登記者からの同意を得ていない土地は除外する¹⁵。森林法の規定では、人工林ライセンスの有効期限は森林局長が大臣の承認を得てライセンスに記載した期間と定めており¹⁶、現在は一般的に25年の期間で運用している。

¹¹ 2015年森林法（法令第71号）第22条。

¹² 2015年森林法（法令第71号）第26条。

¹³ 2015年森林法（法令第71号）第31条。

¹⁴ 2015年森林法（法令第71号）第32条。

¹⁵ 2015年森林法（法令第71号）第65条第2項。

¹⁶ 1958年森林法（法令第71号）第65条第4項。

(1) 基準 1 伐採権

基準 1 は、伐採権に係る基準で、この基準には伐採許可、環境影響調査・環境保護及び森林経営計画の計三つの標準を設定している。

サラワク州における木材伐採とは、1958 年森林法 (Cap.126) 及び 1962 年森林法の規定により伐採対象木の選定、伐倒及び搬出をいうと定められている。

木材伐採のための具体的な手順は次のとおりである。

サラワク州森林局は企業が提出した伐採地域のレイアウト、面積、伐採手順、搬出路、伐採キャンプ、土場その他の林区又は施設の概要を示した総合伐採計画 (General Harvesting Plan) 及び総合伐採計画図を審査し、問題が無ければこれを承認して伐採許可書 (Forest Timber License) を発行する。

サラワク林業公社は、詳細伐採計画 (Detail Harvesting Plan)、詳細伐採計画図及び伐採対象木一覧表を審査する。この伐採詳細計画図には、10m 間隔の等高線、河川、林班の境界及び林区番号を記入し、さらに林区別面積の一覧表及び保護・保全地域の存在その他の必要事項を記載する。林道及び作業道については、道路網又は計画道路網及び計画道路の路線長を記載する。サラワク林業公社は、これらを審査し、問題が無ければ伐採業者に林班立入許可証 (Permit to Enter Coupe) を発行する。

林班立入許可証の発行を受けた企業は、事前に森林局の承認を得た総合伐採計画及びサラワク林業公社が承認した詳細伐採計画に基づいた伐採事業を開始できる。

①伐採許可

サラワク州木材合法性確認システムでは、伐採許可の合法性確認について、次の三点を検証している。ライセンスを受給した会社又は個人は、これら三点を証明する義務を負っている。

- A. 法人又は個人により明確に限定され、認可され、境界を備えた承認済ライセンス地域に係る伐採の法的権利を証明。
この証明は、会社の登録、企業の有効な取引ライセンス又はサラワク州森林局のライセンス登録認定書の所持の確認により行われる。
- B. 承認済ライセンス地域を証明する者が法人以外であるときは、個人の土地所有権又は先住民慣習権の通知の官報の告示を確認。
- C. 法人又は個人の有効な木材ライセンス又は人工林ライセンスの所持を確認。

②環境影響評価及び環境保護

森林面積が 500ha 以上のライセンス地域を保有している企業及び官報が告示した水源涵養林内のライセンスを申請する企業は、環境影響評価調査を実施し、資源環境委員会 (Natural Resources and Environmental Board) に環境影響評価報告書の承認を申請しなければ

ならない。この環境評価調査では、1993年天然資源環境法の規定に基づき、ライセンス地域内の保護すべき環境要因を特定し、同報告書においてライセンス地域別に小川の両岸の傾斜地及び緩衝帯（バッファゾーン）の保護並びに野生生物の生息域の保護を定義する。さらに、環境影響評価報告書には、企業が策定した公衆衛生及び指定廃棄物に係る環境負荷軽減対策を記載しなければならない。

上記に該当する企業には、環境影響資源環境委員会が承認した環境影響評価報告書の所持及び同報告書に記載している各種対策の実施並びに四半期ごとの環境監視調査の実施及び同報告書の資源環境委員会への提出が義務づけられている。

環境影響評価及び環境保護についてサラワク州木材合法性確認システムでは、ライセンス取得企業の資源環境委員会承認済環境影響評価報告書及び四半期別環境監視調査報告書の所持並びに環境影響評価報告書に記載された各種の保護措置及び環境影響軽減措置の履行を確認する。

③森林経営計画

企業が行う経営及び生産活動の実行のためには、関係当局の承認が必要である。サラワク州木材合法性確認システムでは、森林経営計画に係る各種計画の承認又は認可及び計画の履行状況を確認する。

ライセンス地域で活動するために、企業は伐採ライセンス地域、伐採林区、伐採手順、その他の計画を明確にした総合伐採計画を策定し、森林局の承認を得なければならない。

総合伐採計画書に伐採ライセンス地域又は人工林ライセンス地域の地図の添付が必要なときは、その地図に記載する木材生産、森林及び野生生物保護、コミュニティ、基盤整備その他の土地利用の指標を明確にし、森林局の承認を得なければならない。

企業は、木材生産ライセンスの伐採区域で伐採活動を開始する前に、林班立入許可書を取得する必要がある。林班立入許可書はサラワク林業公社が、企業が策定した詳細生産計画又は道路計画を承認したときに発行し、この許可書がない者の林班立入は禁じられている。サラワク林業公社は、林班立入許可書を発行するにあたり、境界測量、林道及び作業道の建設、立木資源調査及び同公社職員による試験伐採を行い、適正と認められる林区を対象に9カ月間有効な林班立入許可書を発行する。

なお試験伐採は、審査対象林班において、ライセンス、林班及び林区境界の確認、林道又は軌道の建設、立木本数の確認、脆弱地の確認並びに林班内の排水路、橋、軌道、キャンプ、車庫、宿舎その他の基盤整備に用いる木材のロイヤリティの算定のために行なう。

詳細生産計画は林班単位の具体的な生産計画を策定したもので、林班を生産林班、保全林班又は保護林班に区分して策定する。林班の管理に関しては地図が必要であり、保護地区及び生産地区の林班地図は、承認済の環境影響評価報告書及び適切な地盤条件と一致しなければならない。さらに短期伐採ライセンス（Short Term License）地域の承認は、林班地図により承認する。

なお、企業が人工林ライセンス地域で造林準備のための択伐を行うときは、森林局の承

認が必要である。この承認のためには、詳細伐採計画又は道路計画¹⁷が必要で、これらについては、承認された全体生産計画に全ての生産地区及び保全地区又は保護地区が林班単位で記載されていなければならない。さらに人工林を伐採するためには、承認済の伐採計画（Tree Harvesting Plan）及び年間伐採計画（Annual Harvesting Plan）並びに林班伐採許可（Permit to Harvest Coupe）が必要である。

¹⁷ 道路計画は、全ての林道及び作業道について策定し、これらの建設は詳細伐採計画または道路計画及び設計規格に基づき行う。

(2) 基準2 森林施業

①伐採区域・保護区域境界確定

企業は関連法令に基づき、ライセンス地域の伐採対象林区で明確に境界の特定、調査及び確定を行うとともに、河岸、緩衝地帯、急傾斜地その他の伐採が禁じられている場所があるときは、標識を設置しなければならない。伐採区域内の林班境界の設定は、短期伐採ライセンスの詳細伐採計画、道路計画又は林班地図に基づき行う。

企業は境界を確定した後、違法な開発また侵入からライセンス地域を守るためのシステムを開発し、実行しなければならない。

- 入場登録その他の方法により、コンセッションへの侵入また接近を制御するシステム。
- 不法侵入、不法伐採及び密猟に対応する保安対策及び巡視（監視計画、個人記録及び訓練記録）。
- 違法行為の特定及び当局への報告（保安記録）。

②毎木調査

企業は、承認された計画に記されている各林区の伐採対象木とその位置を特定し、伐採木の材積と数量を確定しなければならない。

企業は伐採木の材積と数量の確定作業のために、人工林ライセンス地域では10%の抽出調査により、伐採可能木の林区別資源量を確定する。ただし、人工林で低負荷式伐採の実施を計画している地域及び森林認証の取得を目指している地域では、林区別の全数資源調査を行う。

なお、伐採木は、低負荷式伐採方式ガイドライン及び申請した伐採計画の記載と整合性がとれるよう位置と地図で特定しなければならない。

③木材生産管理

木材の生産を管理するにあたり、木材の伐採及び丸太の数量特定に係る規則を遵守しなければならない。

伐採は、林班立入許可書又は林班伐採許可書が承認した許可された伐採林区内でのみ行える。伐採するときは、緩衝地帯、急傾斜地、塩場その他の保護地区として特定されている場所は保護し、承認された詳細伐採計画又は道路計画及び環境影響評価要求事項に基づいて作業を行い、混乱が生じてはならない。保護地区の立木及び野生生物担当官が発行した承認証がない保護樹種の立木は伐採してはならない。保護樹種とは、次の表に掲げた四つの樹種である。

表 4.1.b4 保護樹種

学名	現地呼称
<i>Casuarina equisetifolia</i>	Ru laut
<i>Dipterocarpus oblongifolius</i>	Ensurai
<i>Shorea gysbertsiana</i>	Engkabang jantong
<i>Shoera splendida</i>	Engkabang bintang

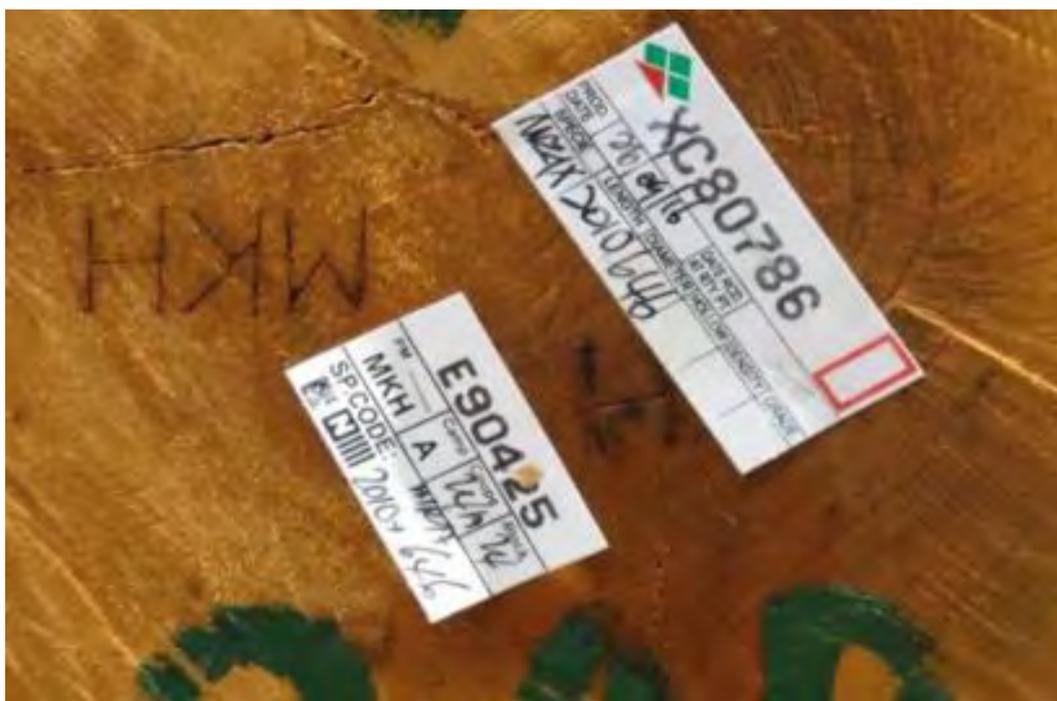
出典：サラワク州森林規則別表第2。

低負荷伐採方式により伐採する立木は、木材伐採台帳に記録する。木材伐採台帳に記録した立木の ID は、その立木を伐採して生産した丸太を記録する丸太一覧表に記載する丸太の ID と同じでなければならない。丸太生産量は、森林局長が承認した伐採限度内とし、伐採はライセンスの条件として掲げられている最小直径制限を遵守しなくてはならない。この最小直径は森林保護官が定め、板根がある樹種については板根の上の位置で、板根がない樹種については地表面から 4 フィート 3 インチ（約 1.3m）の高さで計測した目廻りの長さにより指定する¹⁸。

企業は、生産した丸太に会社所有刻印及び丸太生産 ID タグを表示する。

丸太を生産した企業は、ライセンス地域内において、印影を森林局に登録した会社所有刻印を生産した丸太の両木口に打刻し、丸太の検量を行う。丸太の検量は、材長中央の直径を計測する「クォータガス法」によって行う。

検量終了後、企業はライセンス地域内で丸太に丸太生産 ID タグを表示する。丸太生産 ID は、丸太生産番号、会社コード（アルファベット 3 文字）キャンプ識別コード（アルファベット 1 文字）、林班番号、林区番号及び 4 文字の樹種コードで構成している。



丸太生産タグは左下の白いタグ。この会社では、丸太生産タグに丸太生産番号 (E90425)、会社コード (MKH)、キャンプコード (A)、林班番号 (24h)、林区番号 (24) 及び樹種コード (MRA) に加えて丸太の材長 (2010cm) 及び直径 (646mm) を表示している。

丸太生産タグの左上の刻印は会社所有刻印であり、丸太生産タグに表示している会社コードと同じ「MKH」の表示がなされている。

右上のタグは伐採会社の社内管理用タグで、丸太管理番号、生産年月日、樹種並びに丸太の材長及び直径を記している。

写真 4.1.b1 丸太の木口に表示された丸太生産タグと会社所有刻印

¹⁸ サラワク州森林規則第 3 条

企業はこのデータにより生産日報（Daily Production Return）を林班別に作成し、必要に応じて森林局に提出しなければならない。さらにこれらのデータは課徴金及び地方税を含む各種手数料又は税額積算のために森林局に提出する丸太荷口明細書（Log Specification Form）の作成にも用いられる。丸太荷口明細書には、ライセンス番号、林区番号、丸太生産番号、丸太の寸法及び樹種の記載が必要である。

【移動許可書と輸送許可書】

サラワク州で丸太を移動するときは、州政府の許認可が必要である。この許認可に係る代表的な書類には Removal Pass-Royalty と Removal Pass-Transit と題されたものがある。本報告書ではこれらの書類が「Removal Pass」という共通の名称を用いているので、Removal Pass-Royalty を移動許可書、Removal Pass-Transit を輸送許可書と区分して記載する。

この丸太生産 ID 番号の表示及び刻印打刻後に行った検量の結果は、個別の丸太を管理する ID としてライセンス地域から加工工場又は輸出地点まで使用する。

なお丸太管理方法として、丸太の両木口に番号を刻み込み、ペンキでその番号を着色する方法も行われている。この方法は、丸太生産 ID が登場する前から行われている丸太管理方法であるが、現在は、社内で作業件数の管理を目的に行われている。

ロイヤリティの積算作業は、ライセンス所持者が丸太生産 ID の登録をワンストップコンプライアンスセンター（One Stop Compliance Center）（以下、「OSCC」という。）のサラワク林業公社事務所に申請するときに始まる。ライセンス所持者が行う丸太生産 ID の登録申請は、丸太生産日報及びロイヤリティ計算書又はこれらの内のいずれかを要する。ライセンス所持者が丸太生産日報だけで丸太生産 ID の登録を申請するときは、丸太生産日報電子ファイル、丸太荷口概要書及び丸太荷口明細書が、同じくロイヤリティ計算書だけで丸太生産 ID の登録を申請するときは、ロイヤリティ計算書電子ファイル、丸太荷口概要書及び丸太荷口明細書の提出が必要である。

なお、ロイヤリティ計算書電子ファイルは、テキスト形式のデータ系列であり、次の情報で構成している。

- 荷口番号
- ライセンス番号
- ライセンス番号枝番（枝番号がある場合）
- キャンプコード
- 企業代表者氏名
- 林班及び林区番号
- 荷口作成年月日
- 企業名
- 伐採年月日
- 丸太詳細データ
- 丸太生産 ID 番号
- 丸太本数
- 書類枚数
- 丸太合計
- 材長合計値
- 直径合計値
- 総材積
- 欠陥部分材積
- 林班立入許可書番号
- 実質材積
- ロイヤリティ積算年月日
- 詳細概要
- 樹種コード

これらの書類を受領したサラワク林業公社は、丸太生産日報又は丸太荷口明細書のテキストファイルを目視により確認し、データが適正であれば申請者にその旨を連絡し、丸太追跡システムにデータを入力するとともに、申請者から丸太荷口明細書のソフトコピー及びハードコピー並びに OCSS 用電子ファイルを収集する。その後、サラワク林業公社はこれらのデータと丸太の現物の整合性を荷口の 10% を無作為抽出して検査し、不適正事項がなければ、丸太荷口明細書に記載されている全ての丸太の両木口に森林局の検査完了を示す森林局の刻印を打刻する。そしてサラワク林業公社担当職員は、ライセンス所持者から提出された丸太荷口明細書及び丸太荷口概要書を承認する証として、これらの原本の全ての頁に署名する。サラワク林業公社は、職員が署名したこれらの書類に丸太追跡システムのロイヤリティ照会番号を記載した上でライセンス所持者に返送する。

OCSS のサラワク林業公社職員は、丸太生産報告書を隔週単位で地域事務所に提出している。この報告書には、月別生産林区更新状況、丸太生産概要書、地域事務所担当官からの所管、丸太移動許可書、丸太荷口明細書及び丸太荷口概要書の報告が含まれている。

ロイヤリティの積算が完了した丸太の両木口には、ロイヤリティの納付を証明するロイヤリティ納付タグを貼付する。ロイヤリティ納付タグは、国内加工工場向けは橙色、輸出用は黄色のものを使用している。サラワク州では森林局がロイヤリティ納付額を月別にとりまとめ、後日、ライセンス所持者に請求する。

サラワク林業公社は、以上の一連の検査並びに刻印及びタグの表示を完了すると、山土場からの丸太の移動を許可する移動許可書を発行する。この移動許可書がない丸太の移動は、違法行為に該当する。

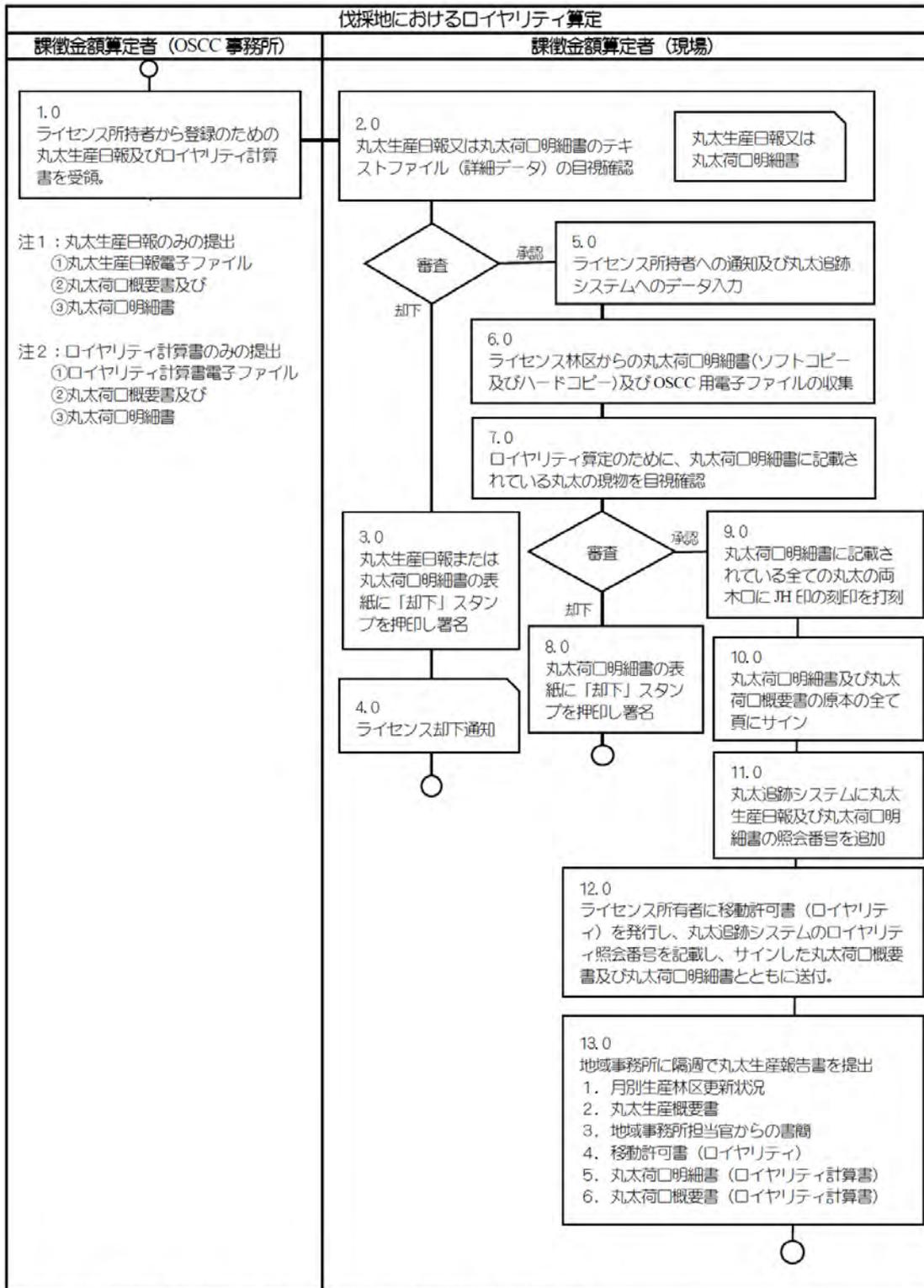


図 4.1.b2 伐採地における木材生産報告書及び課徴金積算の手順

ROYALTY
FOREST DEPARTMENT, SARAWAK

No. B 964111

REMOVAL PASS

FOR FOREST PRODUCE TAKEN UNDER LICENCE
(Issued under rule 22 of the Forest Rules)

*(This form must be surrendered to the Forest Officer or Customs Officer
at the destination specified below).*

This pass authorizes Solo Timber Salin Bnd (name of licensee)
to remove from Felling site to camp & landing site OT8553A
sg. Ensanga L. Bnd.
by Locomotives (state mode of conveyance) the
forest produce described below, taken under Licence No. OT8553
from Muara Tangkang District (state locality). Coupe No. OT8553/16/02A
P/PE

Description of Forest Produce					
Batch No.	Specification Log Serial no.	Species	No. Of Pieces	Volume M ³	HM No.
KUNOR16A07 (81-255 shls)	V0001	MILM ²	500	86.1567	880
	TO	F(1)			PM
	V0500				LTP

Lots Ref. No. KU/RO/2016 09/00/002

C.C.
Revenue Manager,
RO, Kuching
Hardwood timber S/B,
Kuching



1-5789
arranged
Chief
Manager

SARAWAK FORESTRY CORPORATION
As Agent JOHNG GWEE

Date of issue 20.09.2016

図 4.1.b3 移動許可書 (Removal Pass-Royalty)



企業によるロイヤリティの納付並びに検量及び丸太生産 ID のデータの整合性検査が完了すると、サラワク林業公社職員が森林局の刻印を丸太の両木口に打刻する。丸太の木口に表示されている三つのタグの内、左上の小さいタグがロイヤリティ納付タグで、この丸太には輸出用を示す黄色のタグを表示している。

写真 4.1.b2 森林局職員による刻印の打刻作業



表示しているアルファベット JH は森林局 (Jabatan Hutan) の略式表記。その下の番号は刻印を打刻した職員の ID 番号。

写真 4.1.b3 森林局の刻印の表示

④丸太輸送

次の図は、丸太の流通概念図である。伐採許可を取得して伐採した丸太は、山土場に集荷して樹種の確認及び検量を行いロイヤリティの算定を行う。ライセンス所持者は山土場から丸太を移動するために、サラワク林業公社に移動許可書の申請を行う。同公社は、丸太の検量及びロイヤリティの積算を行う。ライセンス所持者からのロイヤリティの納付を確認すると、同公社は移動許可書をライセンス所持者に発行する。

移動許可書を受領したライセンス所持者は、丸太を山土場から貯木場に移動できる。この貯木場は、「森林検査ステーション (Forest Checking Station)」又は「集荷流通センター (Collection and Distribution Center)」と称されている。この貯木場は、ライセンス地域から丸太を運び出すための集荷分散拠点で、ライセンス地域から出荷する丸太の最終確認をする場所である。

なお、森林局は、2015年から課徴金の確実な徴収並びに合法性の確認、林業経営活動及び丸太管理の強化を目的として「OSCC (One Stop Compliance Center : ワンストップコンプライアンスセンター)」の設置を開始し、最終的にはライセンス地域の内外の州内 48 か所に配置する予定で作業をすすめている。OSCC では到着した丸太の 10%以上を対象に、ハーウッドティンバー社の職員が検量し、移動許可書及び丸太荷口明細書と到着した丸太の現物に整合性がとれているか確認する。サラワク林業公社職員は、その確認作業を終えると、それまで使用していた輸送許可証を回収し、丸太を納品先の木材加工工場又は積出港に輸送するための輸送許可証を発行するとともに荷口別に輸送する丸太の一覧表を作成する。トラック運転手又は丸太運搬船の船長は、これらの書類を携行して丸太を目的地まで輸送する。この丸太が納品先の木材加工工場又は輸出地点に到着すると、再びハーウッドティンバー社の社員が輸送した丸太の 10%以上について検量し、輸送許可書及び丸太荷口明細書と到着した丸太の現物に整合性がとれているか確保している。

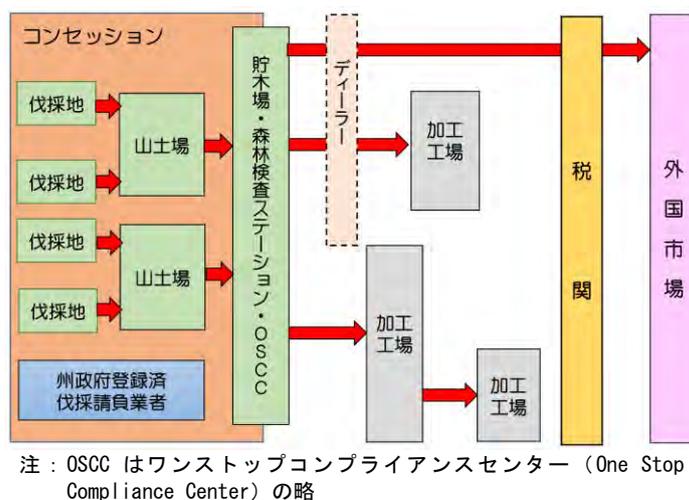


図 4.1.b4 丸太の流通概念図

A. 輸送許可書の申請と発行

ライセンス取得企業が丸太を輸送するときは、輸送する全ての丸太をサラワク林業公社に登録している事実を証明しなければならない。この証明は、同公社が発行している輸送許可書によってなされ、丸太を輸送するときは、ライセンス地域から目的地までこの書類を携行しなければならない。

F.5 (Revised /81)

TRANSIT

FOREST DEPARTMENT, SARAWAK

REMOVAL PASS

No. B 964190

FOR FOREST PRODUCE TAKEN UNDER LICENCE
(Issued under rule 22 of the Forest Rules)

(This form must be surrendered to the Forest Officer or Customs Officer at the destination specified below).

This pass authorizes Stad (name of licensee)

to remove from Camp A' Sg. Enzegei U Pond to Sunrise Resources sdn.bhd.

by lorry NO: QSU 3825 (state mode of conveyance) the

forest produce described below, taken under Licence No. OT8553

from Mura Trang Land District P. Man (state locality), Coupe No. OT8553 (16/02A)

Batch No.	Specification Log Serial no	Description of Forest Produce	Species	No. Of Pieces	Vol. M ³	JH No.	R/Pass No.
K0916A07	Y0081-Y0500 (Pongel)		MHE (ii)	110	263584	880	B964111
						Exc	T/Pass No.
						KTF	B964190

Vide H&B, E.C. NO: 438229
SR. NO: 735785

THIS REMOVAL PASS (TRANSIT) MUST BE ACCOMPANIED BY
 I Removal Pass Royalty
 II Log Specification Royalty NA
 III Log Specification (Transit)

Lots Ref. No. KU/RP/2016/09/20/1008
Security No: 2016/09/1686FRO/101181

C.O.
Person In-charge,
SAPU, Kuching
Hardwood Timber S/B,
Kuching

SARAWAK FORESTRY CORPORATION

Date of issue 20.09.2016

Date of expiry 21.09.2016 RM 1

[NOTE: Logs must be accompanied by a detailed specification.]

As Agent JUHING GUBEG
Section Forest Officer

Pls refer to spec. attached for further details.

図 4.1.b5 輸送許可書 (Removal Pass-Transit)

ライセンス取得企業は、丸太を加工工場又は輸出地点に輸送する前に、森林検査ステー

FORESTS DEPARTMENT, SARAWAK
EXPORT CLEARANCE CERTIFICATE

(Section 64 (7) (a) of Forests Ordinance, 2015)

ExCC No: B 003348

To: The Master of Conveyance
M.V HO KIN

This is to certify that the timber specified below loaded on the conveyance M.V HO KIN

Voyage No: 0238

Complies with the requirements under Section 64(7) of the Forests Ordinance, 2015.

Exporter: [REDACTED]

Country of Destination: TAIWAN

Timber Licence No.	Removal Pass (Royalty) No.	Serial No.	Species	Pieces	Volume (m3)
T-3190	CO4449/108/49	A-548-543			
	CO4837/108/49	A-545-545			
T-3291	CO4448/108/49	A-3170-3170			
T-3290	CO4837/108/49	A-2834-2847			
	CO4873/108/49	A-3106-3111			
	CO4834/108/49	A-3110-3331			
	CO4835/108/49	A-3332-3351			



Issued by Harwood Timber Sdn Bhd (132584-W):

Date of issue: 09-08-2016

MOHAMAD REDUAN B. MOHAMAD SALEH

323-13-3659

0924

DATE: 09/08/16 TIME: 5:15 PM

Date of expiry: 09-07-2016

Authorised Signatory

- Copy to: i) Sarawak Forestry Corporation (SFC)
ii) Sarawak Timber Industry Development Corporation (STIDC)

Forests Ordinance Section 64(7)

- (a) No timber shall be loaded or transmitted onto any conveyance for export or removal from Sarawak until a certificate (hereinafter referred to as "Export Clearance Certificate") has been issued by the Director or any person authorized by him certifying that the timber does not form part of the reservation quota for licensed Sawmill in Sarawak referred to in subsection 1 (b).
- (b) The master of every conveyance carrying or towing timber for export or removal from Sarawak shall not leave or attempt to leave any port until and unless he has in his possession an Export Clearance Certificate provided to him by the person exporting or removing the timber from Sarawak.

図 4.1.b7 輸出承認証 (ExCC)

輸送許可書を発行するのはサラワク林業公社である。輸送許可書は法令によって定められたサラワク州内の丸太の移動又は丸太の輸出に欠かせない書類であり、CoCを確保する観点から、輸送する全ての丸太に添付が義務づけられている。

サラワク林業公社による輸送許可書発行のための大まかな手順は、申請書受付、申請書

の審査及びハーウッド社による実地検査であり、これらの審査及び検査において問題がなければ同社は輸送許可書を発行する。

サラワク林業公社は、課徴金の確実な徴収並びに丸太の合法性及び CoC を確保するためのツールとして丸太追跡システムを運用している。同システムは、ライセンス所持者又は伐採業者による丸太生産の詳細、ロイヤリティ納付状況及び丸太の移動状況を把握するためのネットワークシステムで、伐採現場から加工工場又は輸出地点までの流通区間を管理している。丸太追跡システムは、主に移動許可書、輸送許可及び丸太荷口明細書に記載しているデータと丸太の現物の間の整合性を確保しながら運用している。同システムのデータベースへの入力を行う流通地点は、生産した丸太を集荷し、ロイヤリティを算定し、移動許可書を発行する地点である山土場（課徴金徴収所）、輸送許可書を発行する貯木場及び OSCC 並びに移動許可書を回収する加工工場及び輸出地点である。

輸送許可書の申請には、次の 4 点の書類が必要である。

- 輸送許可申請書
- 丸太荷口明細書
- 移動許可書
- 丸太荷口概要書

輸送許可申請書は、申請書の鑑であり、申請者及び申請する丸太のプロフィールを記載する書類である。

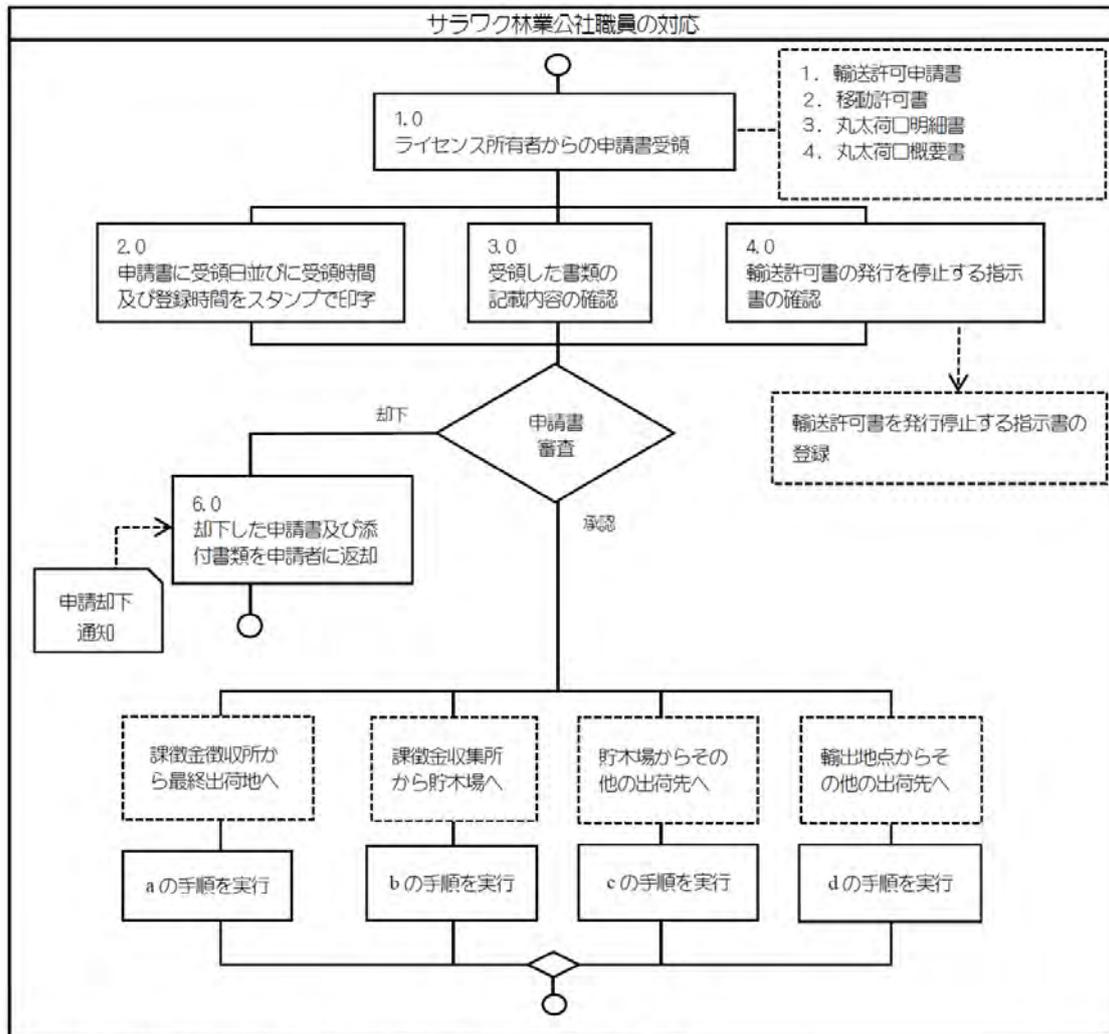
移動許可書とは前述のように、山土場から貯木場に丸太を移動するための許可書である。

丸太荷口明細書は、申請する丸太の個別別データである（伐採）林班番号、林区番号、丸太生産 ID 番号、樹種、生産番号、丸太サイズ及び材積、欠陥部サイズ及び材積並びに実質材積を記入する一覧表である。この明細書をもとにして、移動する丸太の検量その他の検査が行われる。

丸太荷口概要書とは丸太荷口明細書のサマリーであり、荷口の全体の材積その他の概要データを記入する書類である。

輸送許可書の申請書を受領したサラワク林業公社は、申請書に受付印を押し、受領した書類の記載内容を確認するとともに、申請を却下するときに備えて、輸送許可書の発行を停止する指示書を確認し、同指示書を登録する。その後、申請書の審査に入り、申請書類が承認されればより具体的な審査に入る。サラワク林業公社は、その審査手順を丸太追跡システムの利用の有無別に四つの流通経路別に八通りの手順を設定している。丸太追跡システムの利用の有無別とは、通信基盤の整備状況により丸太追跡システムへのアクセスができない場所の存在を想定して設定したと考えられる。しかし、同システムを利用する場合と利用しない場合の手順の差はわずかであるので、その違いは本文又は図の中で説明することとし、本報告書では、図 4.1.b8 の下部に示した四つの流通経路別に審査手順を報告する。これらの流通経路は次の四つである。

- 課徴金徴収所から最終出荷地まで
- 課徴金徴収所から貯木場まで
- 貯木場からその他の出荷先まで
- 輸出地点からその他の出荷先まで



資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b8 輸送許可書発行手続き

Company Standard Letter Head
(Company Name, Address, Telephone & Fax Numbers)

Ref: _____
Date: _____
UNCONTROLLED COPY
For Reference Only
Quality, Safety, Health & Environment
SARAWAK FORESTRY Corporation Sdn. Bhd.

To: PIC(DCSC)/OIC - OSCC

Sir,

APPLICATION FOR REMOVAL PASS (TRANSIT)

I, _____ (Name), _____ (NRIC number) am please to apply for
Removal Pass (Transit) on behalf of _____ (state the Licensee/Company's name), (specify T/OT/LA/LPF licence)
number _____

covering total ofpieces of log now at _____ (Name of Logpond/Checking Station)
to _____

(Name & address of destination) by _____ (Nature (raft) or Name of conveyance – Barge, tugboat)

and to depart on..... (state the date and time of departure). This consignment of logs is for the followings:

Batch Number	JH Hammer Mark	Property Mark	Royalty LOTS Ref No.	Log Serial Number		Number of pieces	Volume (m3)
				From	To		
				A0001.		90	
				A0005			
Total							

I hereby submit herewith the followings for your reference and action, please.

- (i) _____ copies of Log Specification Form (Transit) and LSS.
- (ii) _____ original copy(ies) of Removal Pass (Royalty) Number(s) [specify the serial number(s)]

Yours faithfully,

.....
(Name and Signature Authorized Personnel and Company's Chop)

Part B: For Official Use Only

I acknowledge receipt of your application for Removal Pass Transit on _____. Please be informed that physical checking will be carried out on

(.....)
Name and Signature of PIC (DCSC)/OIC-OSCC
Forest Officer
for Chief Executive Officer
Sarawak Forestry Corporation

Acknowledge receipt by
applicant.....

图 4.1.b9 輸送許可書申請書樣式